職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査

報告書

2020年3月



本報告書は、本報告書は、文部科学省委託事業として、株式会社三菱総合研究所が実施した令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」の成果をとりまとめたものです。

目次

1.		本調査の概要	1
	1.	. 1 目的	1
	1.	. 2 調査実施概要	1
2.		事例調査の実施	α
		.1 概要	
	2.	. 2 調査結果	
		2.2.1 職業実践専門課程制度全般	
		2.2.2 職業実践専門課程の各認定要件	
	2.	.3 まとめ	
		2.3.1 職業実践専門課程制度全般	
		2.3.2 職業実践専門課程の各認定要件	30
3.		認定要件充足状況等に関する調査の実施	.32
	3.	. 1 概要	32
	3.	. 2 調査結果	33
		3.2.1 認定要件の実質化に資する取組	34
		3.2.2 認定要件の実質化に係る課題	
		3.2.3 認定要件の不備	36
		3.2.4 確認資料の不備・不足	36
	3.	. 3 調査結果からの示唆	38
4.		まとめ(職業実践専門課程の質保証の在り方について)	41
	4.	. 1 職業実践専門課程の質保証・向上への提言	41
	4	.2 提言の取りまとめ方針について	41
	•	4.2.1 別紙様式 4 について	
		4.2.2 普及・啓発の必要性	
		4.2.3 職業実践専門課程の要件	43
		4.2.4 職業実践専門課程制度全般	46
	4.	. 3 フォローアップ	46
		4.3.1 今年度調査結果	
		4.3.2 フォローアップ見直しにあたっての前提条件	
		4.3.3 フォローアップの目的	
		4.3.4 フォローアップ見直しの方向性(提言)	48
5.		参考資料	50
	5.	. 1 職業実践専門課程事例・ポイント集	50

図目次

図 1-1	教育課程編成委員会の議事録の活用状況(複数選択)	4
図 1-2	学校関係者評価委員会の議事録の活用(複数選択)	5
図 1-3	別紙様式4の活用状況(複数選択)	6
図 1-4	別紙様式4の更新・公表における課題(複数選択)	7

表目次

表 1-1	「令和元年度専修学校実態調査委員会」委員一	一覧	(順不同、	敬称略)	1
表 1-2	「令和元年度専修学校実態調査委員会」開催日	1程》	及び検討内	內容	1
表 2-1	事例調査対象学科一覧(調査日時順)		•••••		11

1. 本調査の概要

1.1 目的

「職業実践専門課程」の制度創設から4年が経過し、認定学科が増加する中で、認定を受けた課程の中には、認定要件を外形的には充足しているものの、実質的には機能していないケースが、平成25年度認定学科に対するフォローアップを実施する過程で見られたとの指摘がある。かかる状況を踏まえ、昨年度及び今年度調査では、今後の職業実践専門課程制度の新規認定要件やフォローアップ方法の見直しの検討に役立てることを目的に、既存の認定学科を対象として、認定要件の充足状況を確認・分析・整理する。

1.2 調査実施概要

今年度は以下の調査を実施した。なお、有識者から構成される「令和元年度専修学校実態調査委員会」(委員名簿、開催概要は表 1-1 及び表 1-2 参照)を開催し、調査設計、調査対象の選定、調査結果取りまとめについて検討を行った。

また、自治体の専修学校振興担当部署へ、今回の認定要件充足状況等に関する調査についてヒアリングを実施した。そこで得られた意見については、4. でまとめて報告する。

表 1-1 「令和元年度専修学校実態調査委員会」委員一覧(順不同、敬称略)

区分	所属・役職	氏名
	全国専修学校各種学校総連合会 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 事務局長	菊田 薫
委員	NPO 法人 私立専門学校等評価研究機構 理事 東京スポーツ・レクリエーション専門学校 学校長	関口 正雄
	東京都生活文化局 私学部 私学行政課長	野口 昌利

表 1-2 「令和元年度専修学校実態調査委員会」開催日程及び検討内容

	日程	検討内容
		• 調査目的の共有
1	2019年7月24日	• 事例調査の検討
		• 認定要件充足状況等に関する調査の検討
	2019年11月6日	• 今年度実施された認定要件充足状況等に関する調
2	※第 1 回委員会の分	査及び来年度以降のフォローアップ調査について
	科会として開催	の意見聴取
		• 事例調査結果の報告
3	2020年1月31日	• 認定要件充足状況等に関する調査の報告
		• 今年度調査最終取りまとめの検討

(1) 事例調査

昨年度までの「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」(以降、過年度調査とする)を踏まえ、認定要件を充足していく上での課題や、単に外形的に充足するだけではなく各学科の職業教育の質の向上といかに結び付けていくか(いかに認定要件を実質化していくか)について、仮説検証型のインタビュー調査を実施した。その上で、各学校において職業実践専門課程の認定要件をどのように充足しているかを分析し、認定要件の実質化のために有益な取組を整理する。

インタビュー調査にて得られた結果は、過年度調査において作成した「職業実践専門課程 事例集」の事例追加及び更新等に活用するとともに、認定要件の見直しを含めた職業実践専 門課程制度の再検討に向けた示唆の提示に活用する。

(2) 認定要件充足状況等に関する調査

平成 28 年文部科学省告示第 15 号において認定された専門課程(501 学科)に対して、認定要件の充足に係る継続的な取組が実施されているかを、学校の自己点検結果を踏まえて確認を行う。また、認定要件の充足状況に加えて、認定要件の充足のために必要と考えられる各学校の体制や取組姿勢についても、記述式で記載を求め、その状況も確認する。

以上の結果を取りまとめ、各学校の認定要件等の充足状況の実態を把握するとともに、職業実践専門課程のフォローアップの在り方への提言を行う。

(3) 職業実践専門課程に対するアンケート調査

文部科学省の令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」 事業による委託業務において、「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係 る実証研究調査」が実施された。その調査の中で、学校に対して「職業教育の質向上のため の取組に関するアンケート調査」1を実施したが、職業実践専門課程の認定学科を有する学 校に対しては、これに加え、職業実践専門課程に関する事項も調査項目とした。以下に調査 結果を引用する。

a 教育課程編成委員会の議事録について

- 教育課程編成委員会の議事録の活用については、「議事録を、(一部又は全ての)教職員が閲覧できるようにした」(66.2%)、「議事録を、次回の教育課程編成委員会の資料にした」(64.8%)が多い。
- 全体として、教育課程編成委員会の議事録の活用度合いは低く、いずれの活用方法も 30~60%程度である。
- 「その他」の自由回答としては、「他分野の委員会での教育課程編成の参考資料として活用」「ホームページでの公開」「事業計画策定への活用」等があった。
- Q6_1 教育課程編成委員会で得られた意見等を記録した資料(以下、議事録とする。意見を抽出した資料も含む)をどのような場面で活用しましたか。

3

¹ 文部科学省令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業「令和元年度『職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査』」(受託者:株式会社三菱総合研究所)。以下アンケートデータは本調査より抜粋。

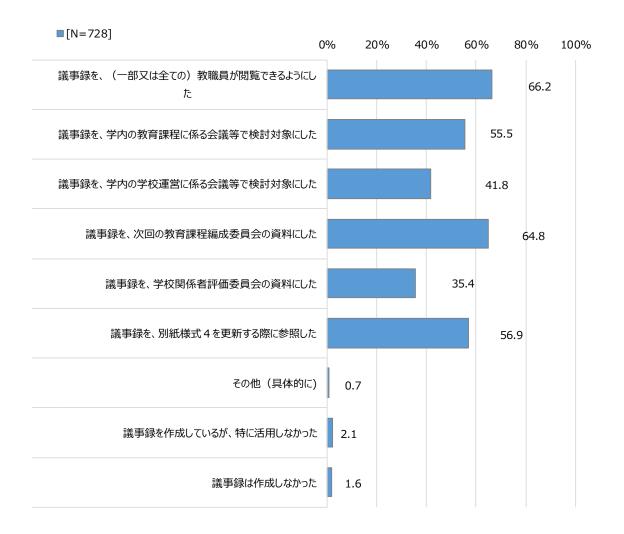


図 1-1 教育課程編成委員会の議事録の活用状況(複数選択)

b 学校関係者評価委員会の議事録について

- 学校関係者評価委員会の議事録の活用については、「議事録を、(一部又は全ての) 教職員が閲覧できるようにした」(69.4%)が最も多く、「議事録を、次回の学校関係者評価委員会の資料にした」(58.8%)、「議事録を、職業実践専門課程の基本情報について(以降、別紙様式4とする)を更新する際に参照した」(55.4%)、「議事録を、学内の学校運営に係る会議等で検討対象にした」(54.3%)がそれに続いている。
- 全体として、学校関係者評価委員会の議事録の活用度合いは低く、(一部又は全ての)教職員の閲覧を除けば、いずれの活用方法も30~60%程度である。
- 「その他」の自由回答としては、「ホームページでの公開」等があった。
- Q6_2 学校関係者評価委員会で得られた意見等を記録した資料(以下、議事録と する。意見を抽出した資料も含む)をどのような場面で活用しましたか。

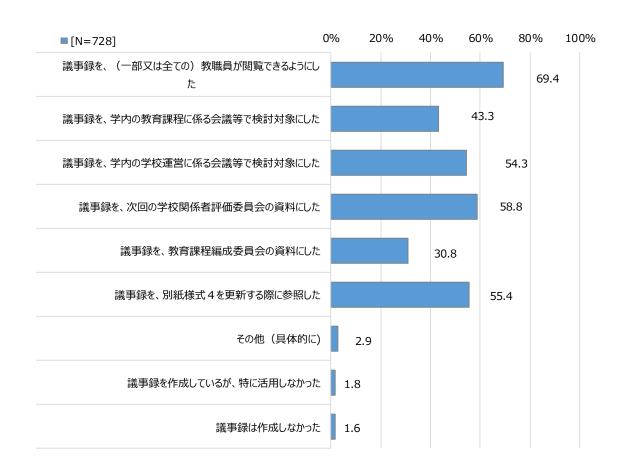


図 1-2 学校関係者評価委員会の議事録の活用(複数選択)

c 別紙様式4について

- 別紙様式4の活用については、「学校 HP へ公表した」(94.2%)が最も多く、「教育課程編成委員会の資料として配布した」(22.4%)、「学校関係者評価委員会の資料として配布した」(20.9%)が20%程度あるものの、その他の活用方法は非常に低い。
- 「その他」の自由回答としては、「教職員に URL を伝え閲覧可能にしている」「入学 希望者へ説明した・閲覧を薦めた」等があった。
 - Q6_3 「別紙様式4 職業実践専門課程の基本情報について」(以降別紙様式4 とする)をどのような場面で活用しましたか。

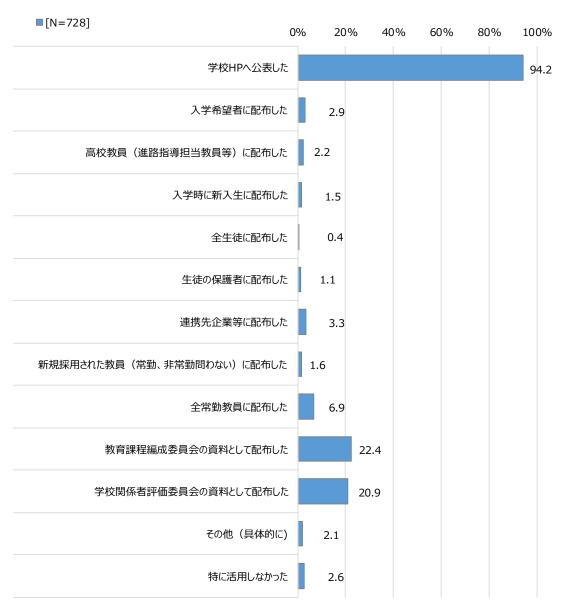


図 1-3 別紙様式 4 の活用状況 (複数選択)

- 別紙様式4の更新・公表における課題については、「学校外(企業等、入学希望者、保護者、高校教員等)からの認知度が低い」(50.8%)が最も多く、「毎年度更新することが困難な内容が含まれている」(31.9%)、「非常勤教員からの認知度が低い」(28.3%)がそれに続いている。
- 「その他」の自由回答としては、「事務負担が大きい」「記載すべき情報の年度が混在 しており分かりにくい」「フォーマットが毎年変更される」等があった。
- Q6_4_1 別紙様式4を更新・公表する上で、どのような課題を感じていますか。

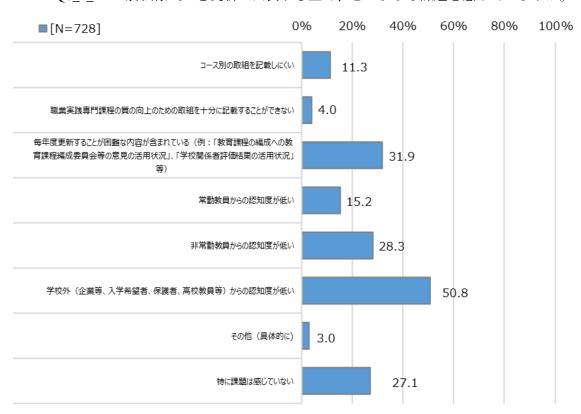


図 1-4 別紙様式 4 の更新・公表における課題 (複数選択)

■ 別紙様式4に記載したい取組としては、(現行の項目以外の)企業等との連携の取組 (9件)、実習・演習等の具体的内容(4件)、授業改善のための取組(2件)、企業ニーズをとらえるための教育課程編成委員会以外の取組(1件)、研修の具体的内容(1件)、研修以外の教職員育成の取組(1件)、学校の特長(1件)、生徒の活動や具体的な達成成果(1件)等の意見が挙げられた(※同一回答を複数カテゴリーに分類している場合あり)。

2. 事例調査の実施

2.1 概要

(1) 調査件名

「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」インタビュー調査

(2) 調査目的

過年度調査においては、職業実践専門課程の認定学科等へのアンケート調査やインタビュー調査を実施し、職業実践専門課程における認定要件の充足状況や、認定要件を充足する際に学科が何を課題として感じているかについて調査・分析を行ったところ、以下のような実態が把握された。

- 職業実践専門課程制度全般に関する課題
 - ✓ 職業実践専門課程の社会的認知度が低く、学校や学科、卒業生が認定による利益を十分に得られていない。
 - ✓ 教育課程編成委員会や実習・演習等における連携先企業等の確保が難しい。 特に地方部では企業等の数が少なく、充実した実習・演習等に協力をしてくれる 企業等との連携が困難である。
 - ✓ 企業等への依頼の際に生じる事務手続き等が煩雑である。
- 職業実践専門課程の認定要件ごとの課題
 - ✓ 企業等と連携した教育課程の編成
 - 企業等委員の教育課程編成委員会への参加率が低い。
 - 教育課程編成委員会を欠席した委員から意見を得る取組が不十分である。
 - 企業等委員から、教育課程編成に活かせるような意見を引き出せていない。
 - 教育課程編成委員会での議論を教育課程編成へつなげることができていない。
 - ✓ 企業等と連携した実習・演習等の実施
 - 資格取得要件などの制約から、教育課程改編が困難であり、結果として実習・ 演習等を追加的に導入することが困難である。
 - 実習・演習等と前後の科目との関係性や、実習・演習等で得るべき知識・スキル等が明確でない。
 - 企業等から派遣される講師の知識・スキルや指導能力が担保できない。
 - 受入れ先の企業等の指導内容・体制等にばらつきがあり、均一の質を担保できない。
 - 実習・演習等における学生評価について、企業等と学科とが十分に連携できていない(企業等に評価を依頼しにくい、評価基準・方法が不明確、ルーブリック等の学習成果の可視化のためのツールが不足している等)

✓ 企業等と連携した教員研修等の実施

- 指導力向上のための研修については、効果的に企業等と連携することが難しい。
- 非常勤教員の研修参加率が低い。
- 別紙様式 4 における「研修等の計画」を、年度開始前に記入することが難しい。

✓ 学校関係者評価の実施

- 学校関係者評価委員会での議論が十分に行われておらず、学校運営の改善に 資する評価となっていない。
- 学校関係者評価委員会の運営が学校主体になっており、主体的な役割が果たせていない。

✔ 情報提供

- 別紙様式4における記入上のルールが一部不明確である(「主な資格・検定等」など)。
- 別紙様式4~のリンクが、学校ホームページのわかりやすい場所(トップページバナー等)に掲載されていない。

今年度は、上記の課題に対して、各学科がどのような問題意識を持ち、どのように対応しているのかを詳細に調査した。なお、インタビュー調査にて得られた結果は、過年度調査において作成した「職業実践専門課程 事例集」の事例追加及び更新にも活用した(5.1参照)。

(3) 調査方法

2019年10月から2020年1月にかけて、調査対象の学校を訪問し、学校や学科での職業実践専門課程に関する取組を俯瞰的に把握している教職員を対象に、インタビュー調査を実施した。

(4) 調査項目

以下の項目ごとに、各学科での課題とその対応方策、運用上の工夫等について調査した。

- 職業実践専門課程制度全般
- 職業実践専門課程の各認定要件
 - ✔ 企業等と連携した教育課程の編成
 - ✓ 企業等と連携した実習・演習等の実施
 - ✔ 企業等と連携した教員研修等の実施
 - ✓ 学校関係者評価の実施
 - ✔ 情報提供

(5) 調査対象

表 2-1 の 8 つの認定学科に対してインタビュー調査を実施した。なお、調査対象は、過年度認定要件充足状況等調査において好事例として挙げられた学科等から、分野、地域、規模のバランスを考慮して抽出した。

学科名 分野 都道府県 福岡県 理学療法系学科 医療 新潟県 看護系学科 医療 教育・社会福祉 埼玉県 介護福祉系学科 兵庫県 情報処理系学科 工業 ゲーム系学科 神奈川県 工業 東京都 服飾系学科 服飾・家政 宮城県 税理士系学科 商業実務 東京都 美容系学科 衛生

表 2-1 事例調查対象学科一覧(調查日時順)

2.2 調査結果

以下では、調査項目ごとに各学科の課題認識の状況、その対応方策を整理した。また、各 学科で、職業実践専門課程として行っている取組が、教育の質向上にいかに結び付いている かについてのインタビュー結果をまとめた。

2.2.1 職業実践専門課程制度全般

(1) 認定を得たことによる学校運営・教育活動等に対する効果

過年度調査では、学校及び学科が認定を得たことによる学校運営・教育活動等への肯定的な影響を感じられていないという課題が指摘されたところである。そこで、今年度調査では職業実践専門課程の認定による効果を、各学校がどのように評価しているのかについて、「学校運営・教育活動等の改善」「生徒募集における効果」「社会的認知度・評価の向上」「関連制度の活用」等の観点からより詳細に実態を把握した。

学校運営・教育活動等の改善

- ✓ 教育課程編成委員会に学校の幹部が参加することで、教育課程の改善等における 意思決定の速度が格段に速くなった。【理学療法系学科】
- ✓ 認定要件充足を理由とすることで、経営層から教員研修への理解を得やすくなり、 組織的な教員研修が実施しやすくなった。【税理士系学科】
- ✓ 認定を通して、教員の指導力向上や専門知識の蓄積を、学校として組織的に行う ことができている。【理学療法系学科】
- ✓ 職業実践専門課程の認定を受けたことで、組織的な企業等連携が可能となった。 【情報処理系学科】

✓ 情報公開等への対応を通じ、学校の取組について改めて見直すきっかけが得られた。 【美容系学科】

● 生徒募集への影響

- ✓ 看護系学科はすでに厚生労働大臣認定を受けており、生徒募集の観点では職業実践専門課程の認定にそれほど大きな効果を感じていないが、同学校内の医療事務総合学科については、他の認定制度の仕組みがないため、職業実践専門課程の認定を受ける意義を感じている。【看護系学科】
- ✓ 保護者に対しては認定を受けた効果があると感じている。企業等連携や情報公開等、他校との差別化要素を説明することができるため、信頼できる学校であるという安心感を与えられている。保護者にとって、職業実践専門課程や専門実践教育訓練給付金制度、高等教育の修学支援新制度等の対象になっているかどうかは、しっかりした学校であるかどうかの判断材料になっているのではないか。【看護系学科】
- ✓ 高校は職業実践専門課程について認知しているほか、高校生も、専門学校を選択する際の一つの目安として考えている可能性はある。【情報処理系学科】
- ✓ 職業実践専門課程の認定を受けてから、入学生が年間 10 名程度増えた。認定を受けたことがその理由であるとは一概には言えないものの、平成 27 年度に認定を受けた後で入学した生徒が卒業しはじめており、職業実践専門課程の認定要件に係る取組の結果として評価している。【ゲーム系学科】
- ✓ 職業実践専門課程に認定された学科であるということは、高校生には伝わりづらく、生徒募集上は効果を感じられない。【看護系学科】
- ✓ 現状では、職業実践専門課程の認定学科であるということが保護者や高校生に対するアピールにはつながっていないと感じている。認定学科であることが当学科への進学を決定する要因には関係していないのではないか。【ゲーム系学科】
- ✓ 生徒募集上の効果は特にない。理由としては、高校教員の中で職業実践専門課程の知名度が低いこと、職業実践専門課程の認定学科の数が多く、それらの差別化ができていないこと等が考えられる。【税理士系学科】
- ✓ 高校教員は、あまり別紙様式4を確認していないのではないか。特に高校生や保護者にとっては見にくく、かつ比較しづらい様式であると思われる。生徒募集の観点でも、高校生が別紙様式4を見て進学先を選択しているとは思われない。 【理学療法系学科】

社会的認知度・評価の向上

- ✓ 生徒の送出し機関である高校教員に、専修学校の教育の特徴を理解してもらうことが重要であると考えている。職業実践専門課程制度が整備されるまでは、専修学校に関する情報の掲載様式が統一されていなかったため、別紙様式4という統一形式が整備されたのだと認識している。よりわかりやすい統一形式で情報公開をして、高校生や高校教員に伝わるとよいと考えている。【理学療法系学科】
- ✓ 文部科学大臣の認定であることは、対外的な発信の上での意味があると感じている。 【理学療法系学科】

- ✓ 職業実践専門課程の認定を受けていることを世の中に発信できるということは 学科としても重要である。それに加えて、認定学科を有する専門学校のホームページへ誘導するようなポータルサイト等があればより効果的であると考えている。【介護福祉系学科】
- ✓ 職業実践専門課程の認定を受け、組織的に企業等と連携することで、関連業界の 人材を育成する専門学校としての認知度が高まってきている。【ゲーム系学科】
- ✓ 職業実践専門課程の認定学科を有する学校は、相互に公開情報を確認しあっているため、熱心に取り組んでいる学校とそうでない学校の区別が判断しやすい。職業実践専門課程の制度自体の価値を上げるために、認定学科の質の差を埋める必要があるのではないか。【税理士系学科】
- ✓ 制度の開始当初は、高校教員から認定に関しての問い合わせを受けたこともあるが、数年経過してそのような問い合わせも来なくなっている。【服飾系学科】
- ✓ 高校教員には、職業実践専門課程を知らない人もいる。知らない教員向けには周知を行っているが、学校独自の取組としては限界がある。【介護福祉系学科】
- ✓ 職業実践専門課程の基本情報等について公表はしているが、閲覧数は少ない。生 徒からも、認定要件に係る取組状況を確認しているという声はない。【服飾系学 科】
- ✓ 企業の当該制度に対する認知が低いと感じる。今後さらに本制度の企業認知が高まることで、企業等連携の依頼をしやすくなるのではないか。【情報処理系学科】

関連制度との関係

- ✓ 高等教育の修学支援新制度
 - 職業実践専門課程の要件を満たしていることにより、高等教育の修学支援新制度等の申請をスムーズに行うことができ、社会人や経済的に厳しい状況にある生徒にも門戸を広げることができた。【看護系学科】【ゲーム系学科】【税理土系学科】
 - 高等教育の修学支援新制度の申請の際に、授業時数や生徒数などの項目が一致しており、改めて確認する必要がなかった。さらに類似性が高い申請様式となっていれば、さらに確認にかける時間が短縮されると思う。【服飾系学科】【情報処理系学科】

その他

- ✓ 職業実践専門課程に認定されることで、満たすべき要件や求められている水準が 明確となり、同学校法人内の学校相互の水準を合わせることができるようになっ た。【美容系学科】
- ✓ 職業実践専門課程で求められる取組が、ISO9001 の要求事項と一部重複しているため、グループ企業全体で取得している ISO9001 に基づく運営管理に役立っている。【美容系学科】
- ✓ 職業実践専門課程の認定を受けていることで、将来的にどのようなメリットがあるのかが明示されると、積極的に取り組むインセンティブになるのではないか。 【税理士系学科】

(2) 認定を受ける上で必要となる各種手続き

過年度調査では、教育課程編成委員会や企業等と連携した実習・演習等を実施する際、企業等への依頼の際に生じる事務手続き等が煩雑であり、学校として大きな負担となっていることが指摘されたところである。そこで、今年度調査では、職業実践専門課程の認定を受ける上で必要となる各種事務手続きに関連して、「各種事務手続き」「各種事務手続きに対する意見・要望」等の観点からより詳細に実態を把握した。

各種事務手続き

- ✓ 認定取得時と比較すると、事務手続きの負担は大きくはない。【理学療法系学科】
- ✓ 学校法人による事務作業の支援が受けられない学科では、職業実践専門課程へ申請することが困難なのではないか。【看護系学科】
- ✓ 事務担当者レベルでは、企業との連絡調整の負担が大きい。特に、企業連携実習に関する契約を締結する際には、企業によって対応が違う場合もある。【情報処理系学科】
- ✓ 事務負担は大きい。特に、教員の個々の研修の情報を集約するなど、従来整理していなかった取組を文章化していく負担が大きかった。【服飾系学科】
- ✓ 多くの専門学校には事務を専門とする職員はいないため、教員が生徒指導や授業 準備の傍ら対応している。事務作業のために教育活動に皺寄せがいくというのは、 この制度の目的に照らすと本末転倒なのではないか。【税理士系学科】

各種事務手続きに対する意見・要望

- ✓ 制度間の記載事項の連携を行い、同じ事項を何度も記載せずに済むようにしてほしい(例 ●●の制度の対象である学校は、この部分については記入しなくてよい等)。【看護系学科】【税理士系学科】
- ✓ 今年度の職業実践専門課程の認定要件充足状況等調査においては、書類の記入指示がわかりづらく、抜粋部分に下線を引く等の負担が大きかった。【看護系学科】
- ✓ 認定要件充足状況等調査や高等教育の修学支援新制度において、都道府県により 指示や質問への回答が異なるため、対応に苦慮した。【美容系学科】

(3) その他の職業実践専門課程制度に対する要望

調査の中で、「認定要件」「職業実践専門課程制度の位置付けの明確化」「事例等の共有」「ガイドラインの具体化」等について各学科から多数の意見が出されたため、以下に取りまとめた。

● 認定要件

✓ 当校は学内での教員育成に力を入れ、専任教員による実習等の質の向上に努めている。しかしながら、学校によっては企業等と連携した実習等を、丁寧な連携なしに企業にゆだね、企業インターンシップというかたちで済ませてしまう事例があると聞いている。企業等と連携した実習等の要件では、後者のほうが職業実践専門課程の要件と合致してしまうこととなり、制度の趣旨にかなっていないと感

じている。指導力の高い教員を専任教員として確保していることも、職業実践専 門課程の中で評価してほしい。【服飾系学科】

✓ 職業実践専門課程における企業等と連携した実習は、企業等に所属している教員による授業でなければならない。一方で、当学科の分野では、実績や現場の最先端の知識を持つのはフリーランスで働いている場合も多い。こうした分野特性を鑑みた要件を再度検討してほしい。【服飾系学科】

職業実践専門課程制度の位置付けの明確化

✓ 職業実践専門課程が目指す方向性を明確化してほしい。目指しているものがわかればそれを見越した対応が可能だが、それが提示されないと、要求事項にその場限りで応えるのみとなってしまい、体系的な取組を実施しづらい。【美容系学科】

● 事例等の共有

✓ 各種認定要件に係る事務運営にあたって、今のやり方でよいのか、他校でどうやっているかなどは関心が強い。実際、他校を知る企業等委員から事情を聴く場合もある。他校の事例に関する情報共有を求めている。【情報処理系学科】

● ガイドラインの具体化

- ✓ 文部科学省の事務連絡やガイドライン等の文章がわかりづらい。求められている 要件を充足できていない学校は、どの時期に何をすべきなのかを単に理解できて いないだけなのではないか。【美容系学科】
- ✓ 必要とされる情報公開の程度について、より具体的なガイドラインを設けることが重要なのではないか。情報公開が義務づけられているが、Web サイトの奥深くまで探さないと公開情報にたどり着かない学校もあり、統一されていないと感じる。【税理士系学科】

2.2.2 職業実践専門課程の各認定要件

(1) 企業等と連携した教育課程の編成

過年度調査では、企業等委員の教育課程編成委員会への参加率の低さ、欠席した企業等委員からの意見聴取の不十分さ、企業等委員からの意見の引き出し・活用の不十分さが指摘されたところである。今年度調査では、「企業等委員の選定」「企業等委員の出席・意見聴取機会の確保」、「教育課程編成委員会の活性化」、「教育課程編成委員会で得られた意見の活用」、「教育課程編成委員会の効果とその他の課題」等の観点からより詳細に実態を把握した。

a 企業等委員の選定

- 候補となる企業等委員の開拓
 - ✓ 指定養成施設として実習を長年実施しているため、認定当初から学外との連携が あった。この連携先施設の実務家を企業等委員にしている。【理学療法系学科】

- ✓ 認定当初、県の業界団体に委員就任を依頼したが、県内の同一分野の専門学校が 15 校あるため、公平性の観点から特定の学校への協力はできないという理由で 断られた。【理学療法系学科】
- ✓ 当校と関係のある施設や業界団体から委員選出を行っている。専任教員が実習先に訪問する機会があるが、その際に当該実習先の取組が優れていると判断できるような場合には、施設長等に委員を依頼している。【介護福祉系学科】
- ✓ 企業等委員の選任においては、教員の人脈に頼る場合と、すでに連携している企業からの紹介を受ける場合がある。学外の研修や業界団体の会合に出席する際に、教員と外部とのつながりができ、その人脈から依頼をすることが多い。【情報処理系学科】

企業等委員の選定

- ✓ 多様な属性の人が学校の関係者にいるため、バランスを見て選定しているが、委員候補となる人は様々なところで委員就任を頼まれているため多忙であり、依頼が難しい。【服飾系学科】
- ✓ 当校には多数の学科があるが、各学科の教育課程全てに対応するためには、多数 の企業等委員に依頼する必要がある。同一の分野でも職種は様々であり、一人の 企業等委員で網羅させるのは適切ではないと考えている。【服飾系学科】
- ✔ 日頃から生徒や学校の様子についてよく把握している実習受入れ施設の部長等を委員として選定している。【看護系学科】
- ✓ 現在は、実習受入れ施設の職員や各業界団体の役職に就任している者に委員に就任いただいている。狭い視野ではなく、業界全体の将来を踏まえて意見できる者を選定すべきと考えている。【介護福祉系学科】
- ✓ 企業等委員を選定する際は、各学科から1名ずつ推薦させているが、なるべく多くの専門分野の知識を持っていることや、なるべく複数の属性に該当すること等を重視している。【税理士系学科】
- ✓ 委員の選定においては、専門性が偏らないように留意している。 【理学療法系学 科】
- ✓ 企業等委員には、高校の元校長や、実務経験のある卒業生にも就任を依頼している。高校の元校長からは、高校側のニーズや高校生の実態について意見聴取している。また、卒業生からは、就職後の状況を踏まえた上での教育内容への意見(例学習しておきたかった事項等)を聴取している。【税理士系学科】
- ✓ 委員選定の際には、所属・役職以外に、学校のことを理解している、人材育成に 興味を持っている、業界についての知識を持っている、率直な意見を述べるなど の傾向がある人を選定している。【介護福祉系学科】

企業等委員の任期及び更新

- ✓ 委員は1年任期だが、議論の継続性も必要となるため、基本的には継続して委員 に就任を依頼している。ただし、企業側の都合で辞退する場合や、社会情勢に応 じて学校側から適任者へ変更することを申し出る場合もある。【情報処理系学科】
- ✔ 新規就任の場合は、これまでの改善の経緯を知らないため、議論の趣旨に沿った

b 企業等委員の出席・意見聴取機会の確保

- 企業等委員の出席状況
 - ✓ 委員の参加率は概ね 100%である。【理学療法系学科、看護系学科、介護福祉系 学科】
 - ✓ 多忙な委員については、日程調整が難しい場合がある。できるだけ多数の委員に 参加してもらえるよう調整しているが、どうしても欠席者が出てしまう。【情報 処理系学科、税理士系学科】
 - ✓ 早期に日程調整をしなければ、委員の日程を確保することが非常に難しい。初年 度は日程調整に非常に苦労しており、最低でも半年前には日程調整をする必要が あるということを実感した。【介護福祉系学科】
- 企業等委員の出席率向上のための工夫
 - ✓ 参加率を高める工夫として、業務のない土曜日の午後に教育課程編成委員会を実施しているほか、6月と11月の第三土曜日に実施することを年間スケジュールとして決めている。【理学療法系学科】
 - ✔ 日程調整はできるだけ早く行うことを心がけている。委員選任を行う年度末前後の時期に合わせて日程調整を行っており、その際に 2 回分の日程を調整しておく。【介護福祉系学科】
- 欠席者に対しての対応
 - ✓ 委員の欠席時には、教育課程編成委員会終了後に別途訪問して、意見を聴取している。【介護福祉系学科】
 - ✓ 欠席者が出た場合には、当該教育課程編成委員会の議事録を確認してもらう、次回委員会冒頭に前回の議論内容を確認する等の取組を行い、欠席者に対するフォローを行っている。【情報処理系学科】
 - ✓ 教育課程編成委員会に参加できない企業等委員には、別日程(開催日の前後)で 個別に意見聴取する機会を設けている。聴取した内容については集約の上、委員 全員に共有して承認をとっている。【服飾系学科】
 - ✓ 欠席委員がいた場合は、その委員を訪問し、議事録を用いて他の委員の意見を説明した上で、意見聴取している。これにより全委員からの意見を聴取できている。 【税理士系学科】
 - ✓ 欠席委員に対しては、前回の委員会での指摘事項を報告するようにしている。【美容系学科】

c 教育課程編成委員会の活性化

- 活性化のための取組
 - ✓ 教育課程に大きな変更が生じる場合にはテーマを事前に決めている。また、通常

- の場合でも、基本議題は学校側で複数設定しておき、議論が活性化するように話題提供している。 【理学療法系学科】
- ✓ 現場と学校が連携して人材育成を行うという伝統があり、企業等委員の施設を教員が訪問し、意見交換を行う仕組みになっている。このように、専門学校が地元企業等に就職する人材を育成し、企業等が専門学校の卒業生を積極的に採用する環境があるため、教育課程編成委員会においても意見がスムーズに出やすい。【理学療法系学科】
- ✓ 企業等委員の方々は、それぞれ関心のある事項が異なるため、自由に意見を出してもらうようにしている。【理学療法系学科】
- ✓ 副校長が、自身の長い現場経験をもとに質問を投げかけ、ほしい意見を明確化するなどして、企業等委員から意見を引き出すよう工夫している。【看護系学科】
- ✓ 教育課程編成委員会ごとに、議論テーマを定めている。開催の1か月前には、委員にテーマを伝えるとともに、資料も送付しておく。テーマを定めなければ、議論が具体的な内容にならないため、できるだけ教育課程に関連する具体的なテーマを設定するように意識している。【介護福祉系学科】
- ✓ 開始当初は委員から有益な意見を得ることが非常に難しかったが、文部科学省等が掲げている教育課程編成委員会を開催する趣旨を改めて踏まえて、委員会を開催するようにしたところ、有益な意見を得ることができるようになった。【介護福祉系学科】
- ✓ テーマ等を提示せずに委員会を実施すると、企業ごとに考え方も異なってくるため、意見がまとまらず、必要な意見が得られない。そのため、教育課程編成委員会実施前に、教育課程運営上の問題を学科内の会議で検討し、テーマとして委員会で提示している。当該回で解決しないこともあるため、その場合は次回も同様のテーマを提示することもある。【情報処理系学科】
 - 学科によっては企業等委員から有益な意見を得られていない場合もある。企業等 委員によっては教育課程全体を網羅して意見を収集することが難しい。また、小 規模学科の場合は教員数も少なく、教員が当該領域の全容を把握できずに、十分 な意見の収集に至らないということもある。【情報処理系学科】
- ✓ 委員会開催前に教員で課題を抽出し、委員会の議題を絞り込んでいる。シラバスの作成が始まる12月ごろから、週に1度の会議(学科長、副学科長、常勤教員が参加)においてその年度における課題を抽出し、1月の委員会に出す議題を決定する。【税理士系学科】

● 実際の議論内容

- ✓ 委員会では、教育内容として含めるべき新しい技術動向や、企業と連携して実施 している実習の発表会の方法等を検討している。【情報処理系学科】
- ✓ 委員会では具体的な授業科目の変更等について意見を聴取している。企業等委員は科目の具体的な指導内容に関しても意見を述べることができる。【ゲーム系学科】
- ✓ 基本的には、学校が実施を検討している教育が実務的かどうか、学校で教育すべき内容かどうか、といった判断についての意見を聴取している。【税理士系学科】
- ✔ 当該学科は指定規則に従う必要があり、教育課程を大きく変更することができな

いため、比較的自由度の高い選択科目等で対応できるような課題を議題に挙げている。【美容系学科】

d 教育課程編成委員会で得られた意見の活用

- 議論内容の取りまとめ
 - ✓ 教育課程編成委員会の議事録を、出席していない校長及び副校長にもわかるようなかたちで作成するように心がけている。そうすることで、教育課程編成委員会での指摘事項への取組の優先順位が上がるようになった。【理学療法系学科】
 - ✓ わかりやすい議事録を作成するため、議事録担当の教員には議事録作成の校務分 掌を持たせている。校務分掌化し、全学科に議事録担当を置くことで、自然に他 の学科のよい議事録を見て、直していくという行動につながっている。【理学療 法系学科】
- 教育課程・科目内容への反映プロセス
 - ✓ 企業等委員からの意見は、学内の教育課程検討を行う会議体で共有しており、具体的な授業への反映も含めて検討している。【理学療法系学科】
 - ✓ 全教員が参加する会議で教育課程編成委員会での意見を共有し、既存の教育課程 への反映方法を検討している。【看護系学科】
 - ✓ 教育課程とは関係のない生徒指導に関する意見であれば、教職員への周知を通して、すぐに改善のための取組を行っている。【看護系学科】
 - ✓ 前期終了後の2回目の教育課程編成委員会時にもらった意見を、次年度の教育課程改善に役立てている。後期終了後の3回目の委員会では、時期の関係上、次々年度の教育課程への反映となる。【情報処理系学科】
 - ✓ 教育課程編成委員会の意見は、分野ごとの学内会議にフィードバックし、そこでの議論結果を各学科の会議に落としていく。最終的には科目のシラバス等へ落とし込む必要があるため、科目の担当教員の判断により意見の反映がなされる。学校としては反映状況を確認するにとどまる。【情報処理系学科】
 - ✓ 第2回の教育課程編成委員会で、学校側から次年度教育課程編成案を提示した上で、当該案に対しての意見をもらう。その後、教育課程編成案を学科がブラッシュアップした上で、校長の承認を得て最終確定される。【ゲーム系学科】
 - ✓ すぐに反映できる内容については、職員会議やメール、朝礼等で校長等が全教員 に周知・通達し、変更を指示している。【美容系学科】
 - ✓ 従来は、2月に第2回目の編成委員会を実施していたが、次年度の4月から始まる教育課程編成に対して意見を反映しづらかった。そのため、他校の取組や自校の教育課程編成検討スケジュールを踏まえて、第2回目の実施時期を11月に変更した。【ゲーム系学科】
- 教育課程・科目内容への反映状況
 - ✓ 指定養成施設であるため、教育課程の大きな変更は難しく、コマや授業単位レベルでの内容の微修正や、科目の順序や系統の組換え等が主である。【看護系学科】

- ✓ 個々の科目等に対する細かな意見は、微修正にとどまるため反映しやすいが、大 局的な意見をどのように教育課程編成に組み込むかは検討が難しい。【情報処理 系学科】
- ✓ 企業等委員からの意見はなるべく全て反映するようにしている。すぐに反映が難しいものについては、継続審議を行う等して、反映できるかたちまで落とし込むよう工夫している。【服飾系学科】
- ✔ 教育課程編成委員会の意見は生徒指導に反映することが多い。【美容系学科】
- ✓ 意見をすぐに反映することは難しいが、何年も続いて指摘が出た事項等について は、学内で協議したのち、学校法人内の会議体で必要性を検討し、教育課程編成 に反映している。【美容系学科】
- ✓ 企業等委員からの意見を教育課程編成に反映する際、同一法人内の学校とのすり合わせが課題である。同一法人内の同一学科では教育課程やシラバスが統一されているため、各校がそれぞれの教育課程編成委員会から得た意見を反映する際に、その反映により統一性が崩れないよう調整する必要がある。【美容系学科】

e 教育課程編成委員会の効果とその他の課題

- 教育課程編成委員会の設置・実施による効果
 - ✓ 従来までの教育課程編成・科目内容の検討プロセスにおいては、スピード感が不足していた。教育課程編成委員会を設置することによって、スピード感を持って教育課程や授業の改善が行われるようになった。【理学療法系学科】
 - ✓ 教育課程編成委員会に副校長が参加しているため、外部関係者からの意見を副校 長が直接聞くようになり、副校長や校長が教育現場の状況をより把握できるよう になった。【理学療法系学科】
 - ✓ 職業実践専門課程の認定を受けるまでは、企業から講師派遣を受け、学内で講演 を開催する程度の連携しかできていなかった。職業実践専門課程の認定を通して、 学外と組織的に連携することを通じて、改めて関連業界の状況把握の必要性を自 覚した。【ゲーム系学科】
- 教育課程編成委員会の設置・実施上のその他の課題
 - ✓ 認定を継続していると、教育課程編成委員会を形式的に開催してしまう場合がある。学校としても、形式的なものにとどまらないよう注意しながら進めている。 【理学療法系学科】

(2) 企業等と連携した実習・演習等の実施

過年度調査では、資格取得要件などの制約から、教育課程改訂の工夫が困難、実習・演習等の位置付けが不明確、企業等から派遣される講師の指導能力が担保できない、実習等受入れ先の企業等の指導内容・体制等の質の担保が困難、実習等の評価における企業等連携が不十分等の課題が指摘されたところである。そこで、今年度調査では「企業等との連携の確保」「教育課程における実習等の位置付け」「学内実習等の質保証・向上」「学外実習等の質保証・向上」「企業等と連携した実習等の成績評価」等の観点からより詳細に実態を

a 企業等との連携の確保

- 企業等の発掘・選定
 - ✓ 近辺に関連分野の企業がないため、企業と連携した実習を行うことが非常に難しい。【ゲーム系学科】
 - ✓ 連携先企業は、大企業、ベンチャー、中小企業など様々であり、規模によらない。 関連業界の最新の潮流をとらえられているところに連携を依頼している。【服飾系学科】
 - ✓ 商品開発や新規事業開発において、企業等とコラボレーションを活発に行っていることが、実習等の連携先を確保しやすい理由である。また、各企業に多数の卒業生がいることや、教員による企業訪問を積極的に行っていることが、協力を得られる背景にあると考えている。【服飾系学科】

● 連携の継続や見直し

- ✓ 確保した連携先との関係性の維持に苦慮している。連携を維持するために、卒業生の実習施設への就職を促進する、又は、実習指導者の研修費用を学校が補助することで実習施設の負担を軽減するなどの取組を行っている。実習受入れのメリットを増やし、デメリットを減らすように努めている。【看護系学科】
- ✓ 県内で同一分野の学校が増えてきたため、これまでの実習施設における受入れ枠が減ってしまい、受入れ可能な他の施設を開拓しなければならない状況である。 【看護系学科】
- ✓ 授業内容や教育課程は毎年見直しを行っており、付随して連携企業も見直ししている。それまで連携していたが契約を終了するという企業もあれば、新規に契約するような企業もある。【服飾系学科】
- ✓ 実習時の対応に問題がある施設については、実習受入れ先から外す。例えば、学校からの依頼に従わない、指導者の水準確保に協力姿勢が見られない、実習中の生徒に雑用しかさせない等の状況が続く場合には、実習受入れ先として適切かどうかを検討するようにしている。【介護福祉系学科】

● 協定書

✓ 企業連携実習の協定書の雛形作成にあたっては、当初、文部科学省や都道府県専 修学校団体が示したサンプルを参考とした。その後、企業等からの意見を受け改 訂していった。【情報処理系学科】

b 教育課程における実習等の位置付け

- 指定養成施設における実習・演習等の位置付け
 - ✓ 指定規則上求められている施設での臨床実習を、職業実践専門課程の認定要件として求められる実習・演習に位置付けている。【看護系学科】

- ✓ 企業等と連携した実習・演習は、内容としては学校内でも実施可能なものが多い。 しかし、最新の機器や顧客の動向把握のためには、現場で働いている人が直接生 徒に説明することが重要であるため、企業等と連携して実施している。【美容系 学科】
- ✓ 当学科では、指定規則に則った教育課程があり科目を増やすことが難しいため、 企業等と連携した実習・演習の開設にあたっては、既存の教育課程を大きく変え ないように時間数を調整することに苦労した。【美容系学科】
- 非指定養成施設における実習等の位置付け
 - ✓ 基礎的な知識習得のための学習は1年次に修了しており、企業等と連携した実習は、基礎的な知識をすでに習得していることを前提とした内容としている。科目間の関係は必然的に整理されている。【情報処理系学科】
 - ✓ 顧客の機微な情報を扱う企業が多いため、企業内での実習実施は難しい。その代わりに学内でケーススタディ型の演習を行っている。【税理士系学科】
- ✓ 分野により、実務的な要素を教育課程に取り入れる難易度が異なる。当学科では、 企業によって実務内容が相当に異なるため、教育課程の一部に実習として実践的 な企業等連携授業を取り入れることが難しい。【税理士系学科】

c 学内実習等の質保証・向上

- 企業等から派遣される講師の選定
 - ✓ 企業等から派遣される講師の選定の際には、企業に授業内容や科目の目標等の要件を伝えた上で、社内から講師を選定してもらっている。【情報処理系学科】
 - ✓ 企業等から派遣される講師は技術者であるため、学校教員と同等の水準の指導を 行うことは難しい。企業派遣の講師に対しては、企業や現場の生の声を伝えても らうことを期待している。【情報処理系学科】
- ✓ 企業派遣の講師は技術者であることが多い。教育の質が講師の個人的資質によって左右されやすい。【ゲーム系学科】
- ✓ 現場の最前線で活躍している実務家は多忙である。講師として派遣されるのが困難なケースも多い。【服飾系学科】

実習等の内容検討

- ✓ 連携実習の授業内容について、前年度の内容から変更する場合には、学内の担当 教員と企業側の講師との間で事前に相談し、内容を確定させる。【服飾系学科】
- ✓ 顧客の機微な情報を扱う専門職である関係上、企業内での実習実施は難しいため、 代わりに学内で事例演習を行っている。事例の内容は企業等と連携しながら決定 しており、学校が作成した演習の素案について、連携先企業や教育課程編成委員 会の企業等委員に実務的かどうかの判断をいただいている。【税理士系学科】
- ✓ 授業内容について、基本のシラバスを学校が作成し、コマシラバスの実施項目に ついては企業と議論しながら決定する。各コマの細部については企業に任せてい る。【情報処理系学科】

d 学外実習等の質保証・向上

- 実習担当者向け説明会の実施
 - ✓ 実習指導をお願いしている指導者向けに説明会を行い、実習内容や到達目標、評価の仕方についてのすり合わせを行っている。【理学療法系学科】
 - ✓ 異なる実習施設でも同様の指導を実施してもらうため、実習指導者の間の調整を 行う会議を実施し、共通の実習要項を用いて、学校と実習先施設間で認識のすり 合わせを行っている。【看護系学科】
 - ✓ 実習先の施設に実習指導者による会議体が設けられており、指導マニュアルや、 生徒の受入れ方、言葉の使い方、受入れ方針等を指導者間で共有している。【看 護系学科】
 - ✓ 実習指導者同士の懇談会を毎年実施している。同懇談会では、教育方針の説明、施設において実習指導で困っていることの情報共有、グループワーク等を行っている。【介護福祉系学科】

● 実習前の準備

- ✓ 受入れ先施設と生徒とのマッチングを重視している。事前に生徒の性格を学校側で見極め、実習先の特徴を教員が把握しながら、生徒の割振りを決定している。 【介護福祉系学科】
- ✓ 実習開始 1 か月程度前からは、どのような学生が実習に行くのか、何名行くのか、記録用紙は何を用いるか、といった詳細な確認打合せを行っている。【看護系学科】

● 実習中の取組

✓ 教員が、日常的に実習先施設を訪問し、実習指導者と実習内容等のすり合わせを 行っている。【看護系学科】

● 実習後の取組

✓ 実習終了後の状況報告の際に、気を付けてほしい点を受入れ施設側に伝えるようにしている。これらの機会を通じて、実習の水準を確保するように努めている。 【美容系学科】

e 企業等と連携した実習等の成績評価

成績評価の分担

✓ 実習の評価は、学生自身による自己評価のほか、学校と受入れ先が項目を分担して評価を行っている。具体的には、受入れ先が実習時の実践と態度についての評価を行い、学校が思考について評価を行う。両者の評価を踏まえて学校側で学生の合否について最終判断を行い、受入れ先に報告している。また、特に実践や態度の評価においては、学校で作成した「評価表」を用いて、4段階の評価を行っている。【看護系学科】

- ✓ 学生評価・成績評価についても、事前に企業との打合せを設けている。期末試験により評価を行う場合、企業と試験内容について打合せを行い、採点は学校が行う。実技系科目の場合は、企業に評価してもらい、その結果を学校側で確認する。 【情報処理系学科】
- ✓ 各学年で制作実習を行っているが、各学期の終わりには、関連業界の企業の社員 を集めて作品発表会を実施する。各自が作成した作品を企業の社員に見てもらい、 評価のフィードバックを受ける。最終的には、学年内の順位を発表する。企業側 には卒業生の能力を見極める機会として提示しており、発表会参加へのモチベー ションを確保している。【ゲーム系学科】
- ✓ 期末の確認テストによる評価を行っているが、確認テストは事前に企業に作成してもらい、学校が内容の確認を行っている。【美容系学科】

成績評価の基準の設定

- ✓ 県の業界団体が作成している、習得すべき能力に関するチェックリストを活用している。【理学療法系学科】
- ✓ 評価のばらつきを防ぐため、評価表を改善した。教育課程編成委員会での指摘も 参考にしている。【介護福祉系学科】
- ✔ 制作実習の作品に対する評価項目は学科が作成している。評価基準については、 企業と事前に打合せを行い、生徒の作品制作についての考えや作成過程について 説明をすることで、企業による評価のばらつきが減少している。【ゲーム系学科】
- ✓ 学生の評価基準は学校で設定しており、テストのレベルの適切性等を連携先企業等に判断してもらっている。【税理士系学科】

(3) 企業等と連携した教員研修等の実施

過年度調査では、指導力向上研修における企業等連携が困難、非常勤教員の研修参加率の低さ、「研修等の計画」の事前の立案が困難等の課題が指摘されたところである。そこで、今年度調査では「指導力向上の研修」「非常勤教員の質の保証・向上」「企業等と連携した教員研修におけるその他の課題」等の観点からより詳細に実態を把握した。

a 指導力向上の研修

外部連携の必要性

- ✓ 指導力向上のための研修は学内での実施が難しいため、外部の研修の受講が必要であると考えている。【看護系学科】
- ✓ 外部研修では、学生指導等に関する最新の研究成果や社会問題となっている事象を学ぶことが重要だと考え、学校として関心のあるテーマを探し、研修のテーマとしている。【ゲーム系学科】
- ✓ 年に1回程度、指導力向上に関する学外の研修を受けている。学内でも長期休暇を利用して研修を実施しているが、学内のみでは視野が狭くなってしまうため、学外の研修を受けることは重要である。【美容系学科】

教員研修の内容

- ✓ 専門分野のテキストを扱う出版社によるセミナーを中心に、それぞれが強化したいと考えているテーマの研修を受講している。学校全体にも、指導力向上研修(アクティブラーニングやインストラクショナルデザイン、動画教材活用等)の案内が来るため、学科を超えてそれらの研修に参加することもある。【看護系学科】
- ✓ 専門分野の研修については様々な研修が実施されているが、指導力向上の研修に 関しては、外部研修として実施しているものを見つけるのが難しい。毎年、都道 府県の専修学校団体に対して実施してほしい研修テーマの要望を出しているが、 都道府県によって意欲が異なり、自校の所属する県の団体からは十分な対応を得 られていない。【情報処理系学科】
- ✓ 指導力研修に関しては、対人対応のスキルや知識の研修を中心に実施している。 学生から相談を受ける際や進路指導の際などに活かすことができるよう、傾聴力、 適正把握等のスキルを磨く研修としている。【ゲーム系学科】
- ✓ 学生の特性把握の方法等についての研修を実施してもらっている。【ゲーム系学 科】
- ✓ 臨床心理士の団体に依頼し、学生相談に係る研修を実施している。【ゲーム系学 科】

b 非常勤教員への研修

- 非常勤教員を対象とした研修の実施状況
 - ✓ 非常勤教員は大学教員である場合もあるため、研修受講を依頼することは困難である。担任が、非常勤講師と面談するなどして、授業水準や評価水準を維持するようにしている。【理学療法系学科】
 - ✓ 現状では、非常勤教員を年2回の講師会に呼び、生徒の能力・スキル、授業中の 態度・成績、就職率・進路志望の状況等を共有している。業界として人材不足で あり、指導に十分な技術を有している非常勤教員を見つけることができない。【ゲ ーム系学科】
 - ✓ 非常勤教員への研修は重視していない。専門家として専門分野の団体の研修を受けているため、それで十分だと考えている。【税理士系学科】
 - ✓ そもそも実務的な知識を教える能力のある人を雇用しているため、研修の必要性を感じていない。指導力が不足している場合には、講師派遣を見直すなどしている。【税理士系学科】【服飾系学科】
 - ✓ 非常勤教員には、時間的な制約があるため、専任教員と同じ研修に参加してもらうことができない。【情報処理系学科】
 - ✓ 常勤教員に対する研修で手一杯であり、非常勤教員への研修は十分ではない。現在は、採用時に学校理念をどれだけ伝えられるかを重視している。【介護福祉系学科】
 - ✓ 学内で授業を担当する非常勤教員に対しては、費用等の制約から、研修参加を義 推奨できていない。【看護系学科】
 - ✓ 県主催の8週間の実習指導者研修について、実習施設の実習指導者の参加費用を

学校がある程度(交通費や研修参加により不足する人件費等)負担し、参加を促している。【看護系学科】

c 企業等と連携した教員研修におけるその他の課題

- 外部研修への参加における課題
 - ✓ 主な研修が首都圏等の遠隔地開催のため、1~2 名の派遣にとどまっている。【情報処理系学科】
 - ✓ 都道府県の専修学校団体で開催している研修の情報を十分に把握できていない。 【ゲーム系学科】
- 教員研修における多様な連携
 - ✓ 学校内の施設を地域に開放している。それを活用して、関連団体が研修会を学内で実施しており、教員が会場運営の支援をしつつ、当該研修会に参加している。 【理学療法系学科】
 - ✓ 生徒の海外研修に教員も同行し、研修の場としても活用している。【理学療法系 学科】

(4) 学校関係者評価の実施

過年度調査では、学校関係者評価委員会での議論が不十分、学校関係者評価委員会の運営が学校主体になってしまっている等の課題が指摘されたところである。そこで、今年度調査では「学校関係者評価委員会の位置付け」「委員の選定・見直し」「学校関係者評価委員会の主体性」「学校関係者評価委員会を踏まえた学校運営等の改善」等の観点からより詳細に実態を把握した。

a 学校関係者評価委員会の位置付け

- 学校関係者評価委員会の位置付け
 - ✓ 委員の関心事項について率直な意見を述べる会議となっている。【理学療法系学 科】
 - ✓ 学校関係者評価委員会は、教育課程よりも大きな視点での議論がなされており、 学校運営上の参考としている。新規学科の設置が議題となり、実現したこともある。【介護福祉系学科】
 - ✓ 学校関係者評価委員会では、学校としての人材育成の取組方向性など、学校運営・ 学校教育の全般的な事項についての意見収集と、各評価項目に対する網羅的な意 見収集の二つが主な目的となる。ただし、後者については具体的な意見を引き出 せていない。【情報処理系学科】

効果

✓ 自己点検結果のチェック機関として重視している。自己点検結果に対して、委員

- から改善意見が率直に出されており、参考にしている。【介護福祉系学科】
- ✓ 職業実践専門課程の認定を受ける前は、国が提示した自己評価項目に沿って評価を行い、自校の問題点を洗い出すのみにとどまっていた。しかし、職業実践専門課程の認定を受けた後は、単に課題を洗い出すだけではなく、関係者からの意見を受けて、それを具現化するための取組を行うようになってきた。実態に即した評価が実施できていると感じている。【ゲーム系学科】
- ✓ 学校外の動向を把握する貴重な機会として評価している。学校の中からでは変えられないことについて意見をもらっている。【服飾系学科】
- ✓ 学校関係者評価委員会に出す自己評価に全専任教員を参加させることで、現場での取組を改善しようとする意識を持たせることができている。【税理士系学科】
- ✓ 学校関係者評価委員会には、学校法人本部からのオブザーバー参加を求めており、 各校の現状を知ってもらうよい機会となっている。【美容系学科】

課題

- ✓ 学校関係者評価委員会の位置付けが曖昧であり、具体的にどのような委員会にすべきかがわかりづらい。【看護系学科】【税理士系学科】
- ✓ 学校関係者評価委員会の改善に割ける労力がない。【看護系学科】【介護福祉系学 科】
- ✓ 関係者評価において、各評価項目に対する網羅的な意見収集が十分にできていない。【情報処理系学科】
- ✓ 委員にとっても多数の資料を読むのは非常に負担であると考えられる。【服飾系 学科】
- ✓ 意見の反映結果の報告が1年後となってしまい、その間の対応の経緯が委員に報告できないことが課題である。【美容系学科】

b 委員の選定・見直し

- ✓ 卒業生1名に就任を依頼しており、学校での教育を実際に受けた立場から意見を もらうことができている。【ゲーム系学科】
- ✓ 別々の都道府県に設置されている姉妹校4校合同で委員会を実施しているため、 地域や保護者、卒業生を委員として選任することが難しい。【美容系学科】
- ✓ 学校関係者評価委員は、数年後に自発的に後任を紹介してもらうようになっている。 異なる意見の重要性を委員が認識しているためであると推測している。 【服 飾系学科】

c 学校関係者評価委員会の主体性

- ✓ 評価委員会の議論は、学内担当者がリードしている。【理学療法系学科】【情報処理系学科】
- ✓ 教育課程編成委員会と比べると、議論範囲が広範にわたるため、具体的な内容の 議論が難しいことが多い。【理学療法系学科】【税理士系学科】
- ✓ 「学校関係者」ではあるものの、委員は日常的に学校運営に携わっていないため、

批判的な意見を出しにくい。【看護系学科】

✓ 取りまとめは学校側で行っている。【情報処理系学科】

d 学校関係者評価委員会を踏まえた学校運営等の改善

- 学校運営・教育活動等への反映プロセス
 - ✓ 学校関係者評価委員会で得られた意見は、学校運営に反映するために学内会議でも検討している。改善には経費が必要なケースが多いため、校長や理事長も含めて検討を行う。【ゲーム系学科】
- 学校運営・教育活動等への反映状況
 - ✓ 実行するのに予算を必要とする意見であることが多いため、すぐに実行に移すことが難しい。【税理士系学科】
 - ✓ 学校関係者評価委員会の意見により改善した例として、学生管理システムの導入 による教員の業務負担軽減が挙げられる。【美容系学科】

(5) 情報提供

過年度調査では、別紙様式 4 の記入ルールの不明確さ、別紙様式 4 の公開方法についての課題等が指摘されたところである。そこで、今年度調査では「別紙様式 4」「その他の取組、意見」等の観点からより詳細に実態を把握した。

a 別紙様式4

- 別紙様式4の様式、記入
 - ✔ 申請時の記入は大変であるが、一度記入してしまえば更新するのみであるため、 そこまで大きな負担にはなっていない。【看護系学科】【ゲーム系学科】
 - ✓ 学校内で学科ごとに記入内容が異なることを防ぐため、最終的には教務部長が確認している。結果として、教務部長に負担が偏っている。【看護系学科】
 - ✓ 企業等と連携した研修について、全て記入するようにしているが、労力がかかっている。【服飾系学科】
 - ✔ 別紙様式 4 はエクセル形式のファイルだが、長い文章を書くのには不適切であり、確認もしづらく、印刷時に文字が切れてしまうこともある。【看護系学科】
 - ✓ 別紙様式4の様式は読み手が読みにくく、公開に耐える様式ではない。ウェブ公開に適した様式の改善を期待している。【情報処理系学科】
- 別紙様式4の活用状況
 - ✓ 別紙様式4はホームページ上で公開しているが、それ以上の活用(ダウンロード数のカウントや希望者への配布等)はしていない。【看護系学科】
 - ✓ 学校の魅力の発信のために別紙様式 4 を活用することは考えていない。【服飾系 学科】

b その他の取組、意見

- 情報提供に関するその他の取組
 - ✓ ホームページでは、全国専修学校各種学校総連合会が示している指針に従って情報公開を行っている。【介護福祉系学科】
 - ✓ 職業実践専門課程の認定学科であることは、学校のパンフレット等に記載している。オープンキャンパス等で、文部科学省の職業実践専門課程に関するリーフレット等も使用しながら説明をしている。【看護系学科】
 - ✓ 高校生にとっては、実務経験のある教員が講師となっている授業があることが魅力となっている。【ゲーム系学科】
- 情報提供の在り方に対する考え方
 - ✓ 高校生への情報発信という意味もあるため、認定を受けていない学校も含めて、 共通の情報提供がなされるべきと感じる。【情報処理系学科】
 - ✓ 学内の情報を集めることが大変であると感じている一方で、これらの情報を開示することが適切な教育を行っていることの裏付けになっていると考えている。 【服飾系学科】
 - ✓ 高等教育に位置付けられる教育機関として、大学と同等の情報公開をすべきと考えている。それにより、保護者や高校教員に、大学と同じレベルで比較してもらうことが重要である。【美容系学科】

2.3 まとめ

2.3.1 職業実践専門課程制度全般

(1) 認定を得たことによる学校運営・教育活動等に対する効果

ほとんどの学科において、職業実践専門課程の認定要件に係る取組を行うことによって、 学校運営・教育活動の組織的な改善ができているという回答があった。一方で、生徒募集に 関しては、認定を得たことによって入学希望者が増えた等の効果を実感している学科は比 較的少なかった。

産業界や社会からの認知度の向上に関しては、学校によって意見が分かれた。「文部科学省大臣」の認定であることを発信することで学校の認知度や評判の向上につながっていると感じている学校がある一方で、そもそも職業実践専門課程を企業等が認知していないため、効果がないと感じている学校もあった。

また、ほとんどの学校で、高等教育の修学支援新制度との関連性についての言及がなされた。職業実践専門課程の認定を受けていたことで、修学支援新制度への申請をスムーズに行うことができたという学校があった一方で、同一の情報を別々の申請様式に記入することが煩雑である、同趣旨の要件にもかかわらず定義に違いがあることを課題として指摘する意見があった。

(2) 企業等との組織的な連携体制の構築

連携先の確保は、専門学校の分野や地域によって大きく状況が異なる。総じて、各学校の分野・地域において、専門学校が地元企業等に就職する人材を育成し、企業等が専門学校の卒業生を積極的に採用する環境がある場合には、連携先企業等を確保しやすい傾向にあった。一方で、指定養成施設以外の、関連企業等との実習を従来から行っていない学科の場合は、各教員の個人的な人脈を通して連携先を探している事例が多く、継続的な連携先確保に課題を抱えている傾向があった。

また、特に地方に所在する学校の場合、関連業界の企業等が当該地方に十分存在せず、企業等委員としての業界団体の者の確保や、企業等と連携した実習等の実施、教員研修の連携先確保等に困難を抱えている。

(3) 認定を受ける上で必要となる各種手続き

職業実践専門課程の認定を受ける上で必要となる各種事務手続きについては、認定から 数年が経過し、各学校・学科において効率化が進んでいる。ただし、事務手続きに係る負担 の軽減を望む意見も多かった。

(4) その他の職業実践専門課程制度に対する要望

企業等との連携による実習・演習等について、専任教員の育成に力を入れている学校やフリーランスの非常勤教員による実習等を重視している学校からは、現行の要件の見直しへの意見が出された。

2.3.2 職業実践専門課程の各認定要件

(1) 企業等と連携した教育課程の編成

教育課程編成委員会の企業等委員の選定には、企業等の役職員等が多忙であることなど が理由で十分な選定ができていないケースも確認された。その一方で、多くの学科では、多 忙な委員の委員会参加を確保するため、委員の日程確保に工夫を行っていた。

また、教育課程編成委員会の議論の活性化のために、教育課程編成委員会実施前に学内で 議題を検討した上で、各回の冒頭に当該議題を企業等委員に伝えることで、教育課程や授業 科目の編成に役立つ意見を聴取していた。その一方で、学科により意見を引き出す際の難度 が異なることが確認できた。

さらに、多くの学科では、年間の教育課程編成プロセスに教育課程編成委員会及びそこで 得られた意見の検討を組み込むことで、教育課程編成委員会の意見を教育課程編成や授業 科目の内容検討等に活用していた。

(2) 企業等と連携した実習・演習等の実施

多くの学科では、企業等と連携した実習等の水準を確保するために、様々な取組を行っている実態が把握できた。例えば、企業等の事前の意見調整、派遣する生徒と実習先のマッチ

ングのような実習前の取組から、実習中の学校と企業等の密なコミュニケーション、実習後の企業等へのフィードバックや成果発表会の企画・開催等まで、様々なレベルの取組が行われている。これは、各学科が企業等と連携した実習等を重視していることを意味していると同時に、企業等と連携した実習等の質を保証するためには多様な取組が必要であることを示唆している。

なお、企業等と連携した実習における成績評価方法は、多くの学校で改善に向けた取組が確認できた。特に、客観性を担保できるような評価方法とするための取組に重点が置かれていた。

(3) 企業等と連携した教員研修等の実施

複数の学科から、指導力向上の研修における外部連携の重要性の指摘があった。特に、アクティブラーニング等の教授法、生徒とのコミュニケーション手法等の研修が多かった。

また、ほとんどの学校において、非常勤教員の研修には大きな課題がある現状が把握された。非常勤教員による授業の質向上・担保に関しては、研修以外の取組(専任教員や担任との日常的なコミュニケーション等)が行われていた。

また、学校外の研修は都市部で実施されることが多いため、交通費等の関係で地方に所在する学校では多数の参加が難しいことが課題として挙げられた。

(4) 学校関係者評価の実施

学校関係者評価委員会について、各学科でその意義を認める声があったが、その一方で、 学校関係者評価委員会の位置付けが曖昧であること、広範囲の議題を扱うために収集でき る意見が一般的な内容に終始してしまうこと、改善のために経費がかかる指摘が多いこと から意見の活用が難しい等の課題が指摘された。

また、委員の属性によって得られる意見の質に違いがあることへの指摘があった。例えば、 学校運営について知見がない委員からは、学校の課題に対して踏み込んだ意見を出しにく い場合がある。

なお、過年度に引き続き、学校関係者評価委員会の主体性については、確保が難しい実態も浮かび上がった。

(5) 情報提供

別紙様式4について、様式が記入しづらい、公表しにくい等の指摘があった。特に、Webでの公表を意識した様式へと改善するべきとの意見があった。

3. 認定要件充足状況等に関する調査の実施

3.1 概要

(1) 調査件名

認定要件充足状況等に関する調査

(2) 調査目的

平成 28 年文部科学省告示第 15 号において認定された専門課程 (501 学科) に対して、認定要件の充足に係る継続的な取組が実施されているかを、学校の自己点検結果を踏まえて確認を行う。また、認定要件の充足状況に加えて、認定要件の充足のために必要と考えられる各学校の体制や取組姿勢についても、記述式で記載を求め、その状況も確認する。

以上の結果を取りまとめ、各学校の認定要件等の充足状況の実態を把握するとともに、職業実践専門課程のフォローアップ調査の在り方への提言を行う。

(3) 調査方法

以下の資料に基づく書面調査を行い、調査結果から職業実践専門課程フォローアップ調査の改善等への提言を協議した。なお、書面調査及び協議は特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が委嘱した調査員によって実施された。

- 文部科学省令和元年8月9日付事務連絡で学科に提出が求められた資料
 - ✓ 【別添 7】職業実践専門課程の要件及び運用状況等確認シート(以降、別添 7 と する)
 - ✓ 別紙様式 4
 - ✓ 学則
 - ✓ 当該認定学科にかかる平成30年度に開催した全ての教育課程編成委員会の議事録(以下「教育課程編成委員会の議事録」)
 - ✓ 当該認定学科にかかる平成30年度に開催した全ての学校関係者評価委員会の議事録(以下「学校関係者評価委員会の議事録」)

書面調査においては、別添7と学則、議事録(以降、エビデンス資料とする)を相互に突合し、職業実践専門課程の各認定要件の充足状況を確認した。別紙様式4については、別添7の記載が著しく不明瞭、不正確等の場合、あるいは、好事例として評価できる場合のみ確認を行った。

書面調査の際には、調査対象の学科が「各要件の実質化に資する取組が見られた学科」「各要件を充足している学科」「各要件の充足が確認できなかった学科」のいずれに分類されるかという観点から確認を行った。特に、単に各要件を充足しているか否かだけではなく、要件実質化に資する際立った取組(例 教育課程の編成において企業等委員から具体的な意見を聴取、学校関係者評価委員会での意見の反映実績を具体的に記載等)を行っているか否

かにも着目した2。

また、今年度調査においては、認定要件の充足に係る継続的な取組と、認定要件充足のために必要となる体制や取組の状況をより円滑に確認するため、別添 7 の形式を以下のように改善した。「()」内はその改善により意図した効果である。

- 各認定要件の充足に直結する取組に加え、それらの充足のために必要と考えられる体制・取組の確認項目を追加(教育の質保証・向上のための体制・取組状況を確認)
- エビデンス資料からの抜粋・該当部分への下線付与を指示(別添 7 とエビデンス 資料の突合を円滑化、学校による自己点検の促進)
- エクセルではなく Word 形式を使用(文章の記入に対応)
- 取組の実績や課題等について文章での説明を指示(学科による自己点検の促進)

なお、これらの調査方法の設計及び別添7の改善にあたっては、1.2 「令和元年度専修 学校実態調査委員会」から意見を聴取し、参考とした。

(4) 調査項目

別添7に含む調査項目は、以下のとおりである。

- 学科の基礎的情報
- 修業年限等
- 教育課程の編成
- 実習、実技、実験又は演習
- 総授業時数・単位数
- 教員の実務研修
- 学校関係者評価
- 学校関係者評価委員会
- 教育情報の公表
- その他

(5) 調査期間

- ◆ 令和元年 12 月 11 日~令和 2 年 1 月 22 日:書面調査(12 回の調査会を開催)
- 令和2年1月31日:書面調査についてのまとめ報告(会議開催)

3.2 調査結果

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構からの報告に基づき、以下に調査結果の概要を記載する。まず、教育の質向上の観点から、認定要件の実質化に資すると考えられ

認定要件の充足:認定要件を満たしていること

認定要件の実質化:実施要項上定められている認定要件の趣旨を踏まえて、認定要件を満たす上で行う

必要のある取組をさらに充実させること

² 本報告書においては、「認定要件の充足」と「認定要件の実質化」を、以下のように定義する。

る取組を取り上げる。次に、認定要件の実質化を妨げる可能性のある課題や、一部の学科において見受けられた認定要件の不備が疑われる実態、書類の提出や記載等の不備について記載する。最後に、今年度調査からの示唆をまとめる。

なお、調査結果に基づくフォローアップ調査の見直しに向けた提言は 4.3 で記載する。

3.2.1 認定要件の実質化に資する取組

別添 7 及びエビデンス資料上の記載から、各学科が行っている取組のうち、認定要件の 実質化に資すると考えられる取組として以下のものが挙げられた。

(1) 教育課程の編成

- 企業等委員の意見が学科の教育内容と深く結び付いたものとなっており、具体的である。
- 企業等委員による授業見学を実施した上で、見学した授業についての意見や評価 を得るようにするなど、会議開催方法を工夫している。
- 企業等委員の意見を着実に反映している。
- 学内及び学外の教育課程編成体制が明確である。
- 学内及び学外のどの主体が、どのような役割で教育課程編成に関与しているのか が明確である。
- 授業計画(シラバス)策定・決裁プロセスだけではなく、教育課程編成そのものを 検討するプロセスが確立されている。
- 授業アンケートによって生徒の意見・要望を反映するプロセスが含まれている。
- 学校長、副校長などが教育課程編成の重要な役割を担っていることがうかがえる。
- 教育課程編成委員会を年に3回実施している。

(2) 実習、実技、実験又は演習

- 企業等との協定書上、成績評価項目を明確に記載している。
- 実習先企業等に対し、事前に実習要綱、成績評価のガイドラインを手交する、実習 指導者向けに指導方法や成績評価方法の説明をする、実習中に実習担当教員が訪 問し、実習状況や指導状況を把握する等の取組を行い、実習の質の保証・向上に努 めている。
- 実習の成績評価の方法について、達成度確認を確実に行うための仕組みが整えられている。
- 企業等と連携した実習・演習において、実習内容、成績評価方法、指導方法に係る 内容を企業と具体的に打合せしている。

(3) 学校関係者評価

- 学校関係者評価委員会に、企業等委員だけではなく、卒業生等の多様な属性の学外 委員が任命されている。
- 委員の意見を着実に反映している。

- 学校関係者評価委員会を年に 2 回以上開催し、PDCA サイクルを意識して委員の 意見を反映している。
- 学校関係者評価委員が主体的に報告書取りまとめ等に取り組んでいる。

(4) その他(企業等との連携)

● 教育課程編成委員会以外の機会(卒業生アンケート、企業等と連携した研修等)を 設け、企業等からの意見を聴取するようにしている。

3.2.2 認定要件の実質化に係る課題

別添 7 では、認定要件に係る取組の有無に加えて、どのように認定要件を充足しているのかを記述方式等で確認した。その結果、一部の学科において、認定要件を実質化するための取組が記載からは十分に判断できない事例が指摘された。以下で具体的に述べる。

(1) 教育課程の編成

- 教育課程編成委員会の位置付けに関する諸規定への言及がない。
- 企業との連携に関する記述がない。
- 委員会の役割に関する説明がない。
- 企業等委員の意見への対応に関する記述がない、あるいは、意見の反映に関する的確な記述がなされていない。
- 企業等委員の出席率が50%以下である。
- 学校関係者評価委員会と同日開催である等、役割が明確化されていないと思われる学科がある。

(2) 実習、実技、実験又は演習

- 授業内容・方法・成績評価の検討等に関する連携の記述がない。
- 協定期間が失効している。

(3) 教員の実務研修

- 企業連携による研修であることの説明がない。
- 開催回数が少ない。
- 指導力研修は委託研修が多く、民間企業が設置者である学校では同社の研修を企業研修として位置付けている。

(4) 学校関係者評価委員会

- 規定に関する言及がない。
- 委員への対応に関する記述がない。
- 企業等委員の出席率が50%以下である。
- 委員の発言に具体性がない。

- 教育課程編成委員会と同じ委員を選任している。
- 学校関係者評価委員の主体的な取組に関する的確な記述がなされていない。
- 学校運営の改善に対する的確な記述がなされていない。
- 教育課程編成委員会と同日開催である等、役割が明確化されていないと思われる 学科がある。
- 運営や報告書作成を学校が実施している。

3.2.3 認定要件の不備

一部の学科において、認定要件を実質化できていないのみならず、形式的にも充足できていないと考えられる実態がうかがわれた。具体的には以下のとおりである。

- 教育課程編成委員会の開催回数が不足している。
- (平成30年度に)教員の実務研修を実施していない。
- 学校関係者評価を公表していない(事務室内閲覧)。
- 学校関係者評価委員会の委員に学内教職員が含められている(学校長が委員になっている)。
- (平成30年度に)学校関係者評価委員会を実施していない(記載がない)。

3.2.4 確認資料の不備・不足

今回調査を行う上で、学科提出資料や資料の記載上の不備・不足等が課題となり、調査の円滑な遂行が困難になる場合があった。その課題は以下のとおりである。

(1) 学科提出資料の不備・不足

学科から提出された資料について、以下のような不備・不足等が見受けられた。

- 学則や議事録等が未提出。
- 学則に教育課程に関する資料が添付されていない。
- 学校関係者評価委員会について、議事録ではなく報告書のみが提出されている。
- 提出必要年度よりも前の年度の議事録が提出されている。
- 議事次第のみの議事録が提出されている(意見内容等記述なし)。
- 議事録未提出のため、開催状況の確認ができない。
- 別添7について、同じ学科のものが重複されて提出されていることにより、提出がない学科がある。

(2) 記載上の不備・不足

学科提出資料に記載された内容について、以下のような不備・不足等が見られた。

- 別添7全般
 - ✓ 自己点検結果が○の場合、その説明欄への記述がない。
 - ✓ 自己点検結果が×、不適切等の場合でも、改善方策への言及がない。

- ✓ 記述が不足している、具体性がない、不明確である 等。
- ✔ エビデンス資料上の記載と別添7の記載が異なっている。
- ✓ ○か×を記入する自己点検結果欄に△を記入している。
- ✓ 記入欄が削除されている。

● 教育課程の編成

- ✔ 議事録上と別添7の企業等委員数、又は、教育課程編成の責任者数が異なる。
- ✓ 学内委員の発言に下線がなされている。
- ✓ 体制、プロセスに関する記載が、記載例とほぼ同じ記述になっている。
- ✔ 同一学校の他学科とほぼ同じ記述になっている。

● 実習、実技、実験又は演習

- ✓ 具体的な企業名や科目名の記述がない。
- ✓ 協定期間の記述がない。
- ✔ 条文抜粋のみで具体的な連携による授業内容等の記述がない。

● 教員の実務研修

- ✔ 研修名、内容等が記入されていない。
- ✔ 自己点検欄が記入されていない。
- ✔ 研修参加者数が記入されていない。
- ✔ 研修概要が記述されていない。(指導力研修)

● 学校関係者評価

✓ そもそも記述がなされていない。

学校関係者評価委員会

- ✓ 委員や委員長の選任に関する記述がない。
- ✓ 報告書作成に関する言及がない。
- ✓ 記述内容の意味が不明、抽象的。
- ✓ 改善実績や課題についての記述がない。
- ✓ 記述内容が委員の意見に基づいたものなのかどうかが確認できない。

● エビデンス資料

- ✓ 下線がない。
- ✓ 議事録の学科名が異なる。
- ✓ 議事録に企業等委員の発言しか書かれていない、あるいは、まったく発言が書かれていない。
- ✔ 議事録に、出席者名や議事等の必要事項が記載されていない。
- ✓ 学則にコースについて明記されていない(コースの位置付けを確認することができない)。

(3) その他

円滑な調査を進める上で課題とされた事項については、以下のとおりである。

- 都道府県提出書類の文部科学省事務連絡(令和元年8月9日付「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続きについて(依頼)」)「別添9 「職業実践専門課程」既認定課程一覧(平成28年文部科学省告示第15号において告示された専門課程)」について
 - ✔ 既認定課程が告示順に記載されていない。
 - ✓ 学科名に抜け漏れがある。
 - ✓ 合計の学科数に、廃止や要件不適合の学科数を含んでいる場合と含んでいない場合があり統一されていない。
 - ✔ 旧様式を使用している都道府県がある。
- 提出フォルダについて
 - ✓ 都道府県フォルダにおいて、既認定課程が告示順に格納されていない。
 - ✓ 上記事務連絡の記入要項通りの順にファイルが格納されていない。
 - ✔ 別年度に認定された学科の資料が提出されている。
- 別紙様式4と議事録の内容のずれについて
 - ✓ 別紙様式4の委員名簿は令和元年時点の情報で、議事録は平成30年度のものであり、就任している委員が異なる場合がある。
- 別紙様式4上の委員名簿について
 - ✓ 複数学科にまたがって教育課程編成委員会を設置している場合、別紙様式4に記載の委員名簿では、どの委員が当該学科に対応するのかわからない。

3.3 調査結果からの示唆

ここでは、今年度の書面調査の結果から得られた示唆をまとめる。具体的には、まず、今年度の調査方法を振り返り、調査方法自体への示唆を述べる。次に、職業実践専門課程の各要件や、各認定要件の充足のために必要と考えられる取組への示唆をまとめる。最後に、職業実践専門課程制度そのものへの示唆を述べる。

(1) 調査方法について

今年度調査では、別添7とエビデンス資料(学則、議事録)を中心とし、必要に応じて別紙様式4を突合することで、各学科における職業実践専門課程の認定要件の充足状況を確認した。別添7は、認定要件の充足に係る継続的な取組と、認定要件充足のために必要となる体制や取組の状況を円滑に確認することを目的とし、エビデンス資料からの抜粋や該当部分への下線付与、取組の実績や課題等について文章での説明等を行う形式とした。

この調査方法をとったことで、別添7の形式改善による確認作業の効率化の効果が見ら

れた。具体的には、別添7で、具体的に各種書類から抜粋させ、学科に積極的に記述させる 方法をとったことで、エビデンスが伴わない要件についても、その充足状況を一定程度把握 することが可能であった。また、前年度と比較すると、学校が自学科の取組状況を具体的に 記載しようとする傾向が見られたため、学校の取組を把握することが容易となったケース も見られた。

また、別添 7 で自己点検項目を詳細に設定し、学科に積極的に記述させる方法をとったことで、学科が企業等との協定書の期限を改めて確認するなど、より具体的な自己点検の活動につながった様子が見られた。

さらに、エビデンス資料への下線付与による確認作業の効率化についても肯定的な影響が確認できた。エビデンス資料を提出させるだけでなく、該当部分に下線を引かせることで、効率的に突合を行うことができ、確認の精度も向上した。

一方、別添7の形式の変更に伴い、不適切な記述内容(記述の不足、不明確さ、具体性のなさ等)や下線忘れ等が見られるという課題もあった。前者については、別添7の作成者が、職業実践専門課程の要件、その意義を十分把握していない可能性や、学内で提出資料を十分に確認していない可能性(学校内の責任者が提出資料を十分に確認をしていない等)があると考えられる。後者については、指示通りの提出がなされていないことから、本調査が認定後のフォローアップを補足する位置付けであるという趣旨が、学校に十分理解されていない可能性が考えられる。

以上を踏まえ、来年度以降の調査方法の改善点としては、以下の4つが挙げられる。

- よりエビデンス資料との突合をさらに容易にするため、西暦と元号を統一しては どうか。
- 教育課程編成委員会の意見の改善状況についての記載を求めるのであれば、会議 の内容を文部科学省から具体的に指導してはどうか。
- 別添7において、教育課程編成委員会の「教育課程の責任者」がどういう役職を指すのか、より明示的に例示してはどうか。
- 別添 7 において、確認の観点に沿った記入欄の詳細化(企業等との連携に基づく 教育課程編成、委員会の開催内容、教育課程の体制・プロセス等)、企業等委員か らの意見とその対応状況・反映内容が対になる記入欄の設定を行い、より学校が詳 細な記述をしやすいフォーマットとしてはどうか。
- 調査の趣旨を理解してもらうため、記載例や記入要項をより具体的な内容として はどうか。

(2) 職業実践専門課程の要件について

今年度の書面調査の結果から、職業実践専門課程の要件である教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会の運営に関し、以下のような課題が指摘された。

教育課程編成委員会については、企業等委員から具体的な意見を聴取できていないと思われる学校が見られた。これは、学校の取組自体に課題がある場合のみならず、企業等委員からの意見を抽出しやすい学科とそうではない学科がある場合も含まれていると考えられる。

学校関係者評価委員会については、教育課程編成委員会と比較し、議事録の提出がなされ

ていない学校が多数見られた(学校関係者評価報告書のみの提出 等)。この事態は、教育 課程編成委員会は比較的その制度上の趣旨や意義が学校に浸透しているのに対して、学校 関係者評価委員会の位置付けが学校にとって不明瞭になっていることが一因ではないかと 考えられる。また、学校関係者評価委員会を年に1回開催するのみでは、委員は意見を言い づらく、主体的に運営したり報告書をまとめたりするのは難しい可能性も示唆されており、 学校関係者評価委員会の位置付けの見直しを検討すべきであると考えられる。

(3) 各認定要件の充足のために必要と考えられる取組について

今年度の書面調査では、各認定要件の充足のために必要と考えらえる取組についての記述が適切でない学校が見られた。具体的には、記載例とほぼ同じ記述となっている、議事録等から独自のマネジメントの取組が見られる場合であっても、各学校の取組が適切に記載されていない等の例があった。専門学校においては、職業教育の質の向上のための取組(職業教育のマネジメント)への理解が不十分である可能性や、職業教育のマネジメントを一定程度実践している場合であっても、どのように記載すべきかのノウハウが学校に蓄積されていない可能性が考えられる。

(4) 職業実践専門課程の在り方

今年度調査から、職業実践専門課程制度の在り方について以下の示唆が得られた。

まず、職業実践専門課程の各要件に関し、その趣旨や学科に求めていることを学校に十分理解させるための取組の必要性が挙げられる。今年度の学校提出資料では、記述不足や不適切な記述等が見受けられたため、それらの内容が学校に浸透していないことが推測される。これは、学校の理解不足も原因としてある一方で、要件そのものが多岐にわたること、要件が複雑であり学校現場に理解されにくいことが理由ではないかと考えられる。現在、学校にとっての手引き資料となるのは、文部科学省からの事務連絡等資料一式、全国専修学校各種学校総連合会「職業実践専門課程」指針等であるが、学校がそれらの記載内容や記載が求めるところを十分に理解できていないのではないかと推測される。したがって、これらの手引き資料に加え、職業実践専門課程の各要件に関する理解を深めるような新たな取組を検討することが重要である。

次に、職業実践専門課程の認定によるメリットを明確にしていくことが求められる。職業 実践専門課程の認定要件を充足することで、学校内部の組織のマネジメント強化につなが るという中長期的なメリットはあるものの、それだけでは学校が積極的に要件充足・実質化 に向けて取り組むインセンティブとはなりづらい。そのため、職業実践専門課程の認定を受 けることによる、企業、入学者、社会に対するメリットをそれぞれ描き、学校にも認知して もらうことが重要である。

さらに、フォローアップ調査の運用を再検討すべきである。具体的には、フォローアップ 調査において認定要件充足の継続性を確認するための観点を精査すること、学校からの提 出資料のみではなく、今回の記述方式のような他の調査方法も組み合わせること、書面調査 で学校に記述を求める場合は、さらに具体的な記載項目を設定した上で、提出前に学校内で 適切に資料を確認させるプロセスをとらせること、新規認定とフォローアップの関係性を 整理すること等を検討すべきである。

4. まとめ (職業実践専門課程の質保証の在り方について)

4.1 職業実践専門課程の質保証・向上への提言

過年度調査に引き続き、今年度調査においても、職業実践専門課程に認定された多くの学科で、認定要件に対応した取組を実施している状況が確認できた。その一方で、職業実践専門課程としての取組を通して、職業実践専門課程の質を向上させていく取組の状況については、学校間で差が生まれつつある実態も明らかとなった。また、認定学科における取組状況を確認するためのフォローアップ(以降、フォローアップとする)については、その実施方法も含め、今年度調査を踏まえてその在り方を見直す検討が必要である。

以上を踏まえ、ここでは、職業実践専門課程の質保証・向上への提言(フォローアップ方法の見直し含む)を行う。

なお、提言にあたっては、過年度調査の取りまとめ時に考慮した観点を引き続き踏まえる とともに、以下の観点を追加して検討を行った。

- 学校運営や教育課程等の実質的な改善に資すると思われる方策を優先的に選定 【過年度から継続】
- 見直しによって新たに生じる各学科への負担を考慮【過年度から継続】
- 職業実践専門課程の認定要件の実質化に向け、学科が自発的に取り組むことを 促進するための方策を重視【過年度から継続】
- 効率的なフォローアップ方法を検討【今年度追加】
- 優れた職業実践専門課程の取組を普及啓発していく方法を検討【今年度追加】

4.2 提言の取りまとめ方針について

事例調査、認定要件充足状況等に関する調査、「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」における「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」、自治体専修学校振興担当部署へのヒアリング等を踏まえて、以下に沿って提言を整理した。

- 「調査より明らかになった事項」に続き、四角囲みで「提言」を示す。
- 調査より明らかになった事項では、事例調査、認定要件充足状況等に関する調査、 職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査、自治体専修学校振興 担当部署との意見交換からの示唆を記載(各事項に【事例調査】、【認定要件充足 状況等調査】、【アンケート調査】、【自治体調査】を付記し出所を示す)
- 調査より明らかになった事項を踏まえ、提言を以下の6つの分類で記載(各提言に①から⑥の分類を【 】で付記)³
 - ① 「『専修学校の専門課程における職業時実践専門課程の認定に関する規定』 に関する実施要項」等(以下、「実施要項等」)上の要件の変更【①実施要項 等】
 - ② 実施要項上規定されている別紙様式(別途提出資料を含む)の変更・提出資料の追加【②別紙様式等】

 $^{^3}$ なお、①から⑥のうち、①から⑤の分類は過年度調査と同様である。今年度は⑥⑦を追加。

- ③ 「『専修学校の専門課程における職業時実践専門課程の認定に関する規定』 に関する記入要項」(以下、「記入要項」)の変更【③記入要項】
- ④ 職業実践専門課程の質保証・向上のための要点をまとめた資料等の添付【④ 要点資料等】
- ⑤ 職業実践専門課程の質保証・向上のための参考資料(事例シート等)の提供 【⑤参考資料】
- ⑥ 文部科学省からの周知活動・普及啓発等【⑥周知等】
- ⑦ その他、職業実践専門課程制度の在り方の全体の検討【⑦その他検討】

なお、⑤参考資料の具体例として「職業実践専門課程事例・ポイント集」(今年度、過年度作成した事例集を改訂し、好事例のポイントを追記した)を作成した。詳細は5.1 を参照されたい。

4.2.1 別紙様式4について

- 別紙様式 4 は学校 HP で公表される以外では活用されていないのが現状【アンケート調査】。
- 別紙様式4についての課題を尋ねたところ、「学校外(企業等、入学希望者、保護者、高校教員等)からの認知度が低い」ことが最も大きな課題であるとの回答を得た【アンケート調査】。
- 別紙様式 4 に新たに追記したいことを尋ねたところ、「(現行の項目以外の)企業等との連携の取組」、「実習・演習等の具体的内容」、「授業改善のための取組」を追記したいという意見があった。ほかに、「企業ニーズをとらえるための教育課程編成委員会以外の取組(企業アンケート等)」「研修の具体的内容」「研修以外の教職員育成の取組」「学校の特長」「生徒の活動や具体的な達成成果」の回答が得られた【アンケート調査】。
- エクセルの様式が文章作成に不向きである旨、指摘があった【事例調査】。
 - ⇒ 現状認定学科には、別紙様式 4 が職業実践専門課程であることを学外に公表する資料として受け止められている。しかしながら、別紙様式 4 以外にも、職業実践専門課程認定学科であることを広報し、学科の教育の質の高さを示す情報発信の在り方を検討してはどうか。【②別紙様式等】【⑦その他検討】

4.2.2 普及・啓発の必要性

(1) 職業実践専門課程制度の趣旨の普及

- 学校が職業実践専門課程制度の趣旨(及びフォローアップの意義)を十分に理解していない可能性が指摘された【認定要件充足状況等調査】。
- 文部科学省からの事務連絡等資料一式、全専各連「職業実践専門課程」指針等が求める水準が、学校に浸透していない可能性が指摘された【認定要件充足状況等調査】。
 - ⇒ 各専修学校団体に向けて、職業実践専門課程制度の趣旨や意義を説明する機会を増やしてはどうか。【⑥周知等】
 - ⇒ 事務連絡等資料一式に、職業実践専門課程制度の趣旨やフォローアップの意義を説明する資料を追加してはどうか。【④要点資料等】

(2) 専修学校における教育のマネジメントへの理解

- 教育のマネジメント上の取組が、(なされている場合であっても)十分に記載されていないとの指摘があった【認定要件充足状況等調査】。
- どの取組が教育のマネジメントにつながるのかについて、学校が十分に認識をしていないのではないかとの指摘があった【認定要件充足状況等調査】。
 - ⇒ 教育のマネジメントについての普及啓発を実施してはどうか。【⑥周知等】

(3) 先進事例の共有へのニーズ

- 他校での対応状況や企業等との協定書の工夫、先進事例共有への要望があった【事例 調査】。
 - ⇒ 先進事例やそれらのポイントを解説する資料を作成し、周知してはどうか。 【④要点資料等】【⑥周知等】

4.2.3 職業実践専門課程の要件

(1) 学内体制

- 学校提出資料の不備等の現状から、職業実践専門課程の要件に係る学内組織の体制 が不十分である可能性が指摘された【認定要件充足状況等調査】。
 - ⇒ 職業実践専門課程の質の向上に取り組むため、学内組織を整備することが重要である旨を周知してはどうか。【⑥周知等】

(2) 企業等との連携

- 指定養成施設としての実習で企業等と連携してきた学科ほど、実習や教育課程編成 委員会における企業等との連携がスムーズであるとの意見があった【事例調査】。
- 職業実践専門課程の認定をきっかけに、従来教員が個人的につながっていた企業等とのネットワークが学校全体で共有されるようになり、企業等との連携が組織的に行われるようになったとの意見があった【事例調査】。
 - ⇒ 企業等と組織的に連携する際のポイントを解説する資料を作成し、周知して はどうか。【④要点資料等】【⑥周知等】
 - ☆ 校務・教務システムを効率化し、各教職員が持つ人脈や知識を共有することを 推奨してはどうか。【⑥周知等】

(3) 教育課程編成委員会

- 2回開催が確保できない事例が見受けられた【認定要件充足状況等調査】。
- 2回開催するため、開催時期の工夫や委員就任時に委員会開催日時を指定するなどの 工夫が見られた【事例調査】。
- ▼ 欠席委員から意見を聴取する取組を実施していた【事例調査】。
 - ⇒ 教育課程編成委員会の開催を円滑に行うためのノウハウを共有してはどうか。【⑤参考資料】

(4) 教育課程編成委員会の意見の活用

- 教育課程編成委員会の意見の活用に取り組んでいる学校では、就任する委員の選定 や議題設定において工夫を行っていた【事例調査】。
- 教育課程編成の責任者以外に、学校長や副校長等の学校幹部が教育課程編成委員会に参加することで、教育課程編成委員会の意見を起点とした改革のサイクルが回りやすい、改革スピードが上がったというケースがあった【事例調査】。
 - ⇒ 先進事例のノウハウを共有してはどうか。【⑤参考資料】
 - ⇒ 学校長、副校長等の学校幹部の参加を教育課程編成委員会の要件として検討する【①実施要項等】、又は、学校幹部が教育課程編成委員会の議事内容を把握することを推奨してはどうか【④要点資料等】【⑥周知等】。

(5) 企業等と連携した実習・演習等

- 企業等との連携による実習・演習等について、専任教員の育成に力を入れている学校 やフリーランスの非常勤教員による実習等を重視している学校から、現行の要件の 見直しの必要性が指摘された【事例調査】。
- 実習等で企業等とよく連携している学校では、企業等から派遣される講師に向けて 指導内容をあらかじめ共有し、指導に向いている社員等を指導者に選定してもらう などの工夫を行っていた【事例調査】。

- 学外実習における成績評価の信頼性や客観性を確保するため、評価基準の統一や評価方法の分担等の工夫を行っていた【事例調査】。
 - ☆ 企業等と連携した実習・演習等の要件や定義について、見直しを検討してはどうか。【⑦その他検討】
 - ⇒ 実習における企業等との連携の取組や工夫を、別紙様式 4 上で具体的にアピールさせるようにしてはどうか【②別紙様式等】。その上で、入学希望者や高校の進路指導担当に向けて情報発信させてはどうか【⑥周知等】。
 - ⇒ フォローアップにおいては、実習等における企業等との連携の取組を具体的 に確認してはどうか。【①実施要項等】【⑦その他検討】

(6) 企業等と連携した教員研修等

- 指導力向上のための研修については、効果的に企業等と連携することが難しいとの 意見を得られた【事例調査】。
 - ⇒ 「企業等との連携」という要件のうち、特に指導力向上のための研修に関して、記入要項上で解説(例:Q&A)し、学校の理解を促してはどうか。【③記入要項】
- 非常勤教員に対しては、教員研修の受講を義務化できておらず、学校の教育方針等を 面談等で伝達するにとどまる事例が複数確認できた【事例調査】。
 - ⇒ 職業実践専門課程制度の中で、非常勤教員による授業の水準確保のための取 組を位置付けることを検討してはどうか。【⑦その他検討】

(7) 学校関係者評価委員会

- 教育課程編成委員会と比較して学校関係者評価委員会は開催目的が不明確な場合が 多く、どのように議題設定すべきかの判断が難しいという意見があった【事例調査】。
- 教育課程編成委員会と比較した場合、学校関係者評価委員会の議事録の提出がなされていない学校が多数見られた(学校関係者評価報告書のみの提出 等)【認定要件充足状況等調査】。
- 教育課程編成委員会は比較的その制度上の趣旨や意義が学校に浸透しているのに対して、学校関係者評価委員会の位置付けが学校にとって不明瞭になっているのではないかとの指摘があった【認定要件充足状況等調査】。
- 学校関係者評価委員による主体的な評価は難しく、学校が学校関係者評価において 中心的な役割を担っている事例が多かった【事例調査】。
 - ⇒ 学校関係者評価委員会の趣旨や意義を整理し、わかりやすく学校へ周知して はどうか。【⑥周知等】【⑦その他検討】

4.2.4 職業実践専門課程制度全般

(1) 制度全般への理解不足

- 職業実践専門課程の要件が多岐にわたること、要件が複雑であることが、学校の理解 不足につながっているという指摘があった【認定要件充足状況等調査】。
 - ⇒ 職業実践専門課程の制度趣旨や、要件の充足状況の確認方法を周知してはど うか。【⑥周知等】(フォローアップについては 4.3 で後述)

(2) 実質的な自己点検の重要性

- 学校に具体的な記述をさせるフォーマットで調査をしたところ、より具体的な自己 点検の活動につながり、学校が企業等との協定書の期限切れへの対応の必要性を認 識させるなどの成果につながった【認定要件充足状況等調査】。
 - ⇒ 自己点検、自己評価の意義や方法を改めて周知してはどうか。【⑥周知等】【⑦ その他検討】

(3) 専修学校関連の制度の関係性

- 高等教育の無償化の機関要件と職業実践専門課程の要件を一致させるなど、各種制度間の整合性を望む声があった【事例調査】【自治体調査】。
- 専修学校関連の各種制度の目的を整理した上で、学校に向けて各制度の趣旨をわかりやすく伝達することの必要性が指摘された【自治体調査】。
 - ➡ 職業実践専門課程制度と無償化制度の関係性を整理することを検討してはどうか。例えば、無償化の機関要件のうち、職業教育の質の向上に資する要件(例:授業計画の作成・公表)については、職業実践専門課程の要件に追加することを検討してはどうか。一方、必ずしも専修学校教育の実態と合致するとは限らない条件もあるため、要件追加については有識者会議での議論を踏まえる等慎重に行われるべきである。【⑦その他検討】

4.3 フォローアップ

職業実践専門課程の認定後のフォローアップについて、今年度調査結果(認定要件充足状況調査及び自治体調査)、フォローアップを行う上での前提や目的を整理し、見直しの方向性を提言する。

4.3.1 今年度調査結果

- 認定要件充足状況等調査からの指摘
 - ✓ 学校からの提出資料のみに依拠した書面調査で、職業実践専門課程の質の保証 を担保するのは困難である。一方、今回のように一定量の記述をさせる等、何ら かの方法で学校内の自己点検活動を促すことは効果が期待できる。
 - ✓ フォローアップ対象の認定学科が多数に上る場合、詳細な確認を行うことは困

難ではないか。

✓ 提出資料の不備や不足の現状から、フォローアップの重要性が認定学科や都道 府県に認識されていない可能性が推測される。職業実践専門課程の制度在り方 の検討も含め、フォローアップの方法を見直し、各学科へ浸透させる必要がある。

● 自治体調査からの指摘

- ✓ 職業実践専門課程の意義は企業等と連携した実習・演習等にあるため、フォローアップでは集中的に確認すべき。
- ✓ 学科提出資料について、学則等のエビデンス資料のデータ量が大きいため、データを分割して送付してもらう、紙で送付してもらい PDF に直す、といった対応が必要になった。他の都道府県では、学校からのデータ提出が困難だったケースもあるのではないか。
- ✓ 所轄庁である都道府県であっても、専門学校が記載した内容の真偽を確認することは困難である。一方で、訪問調査は、学校側が十分に対応できないため、効果がないのではないか。また、文部科学大臣認定に係る訪問調査を行うことの法令上の根拠が整備されていないため、都道府県であっても対応が困難と思われる。
- ✓ 職業実践専門課程、指定養成施設、高等教育の修学支援新制度等、複数の制度の 趣旨が整理されていないと感じる。

4.3.2 フォローアップ見直しにあたっての前提条件

✓ フォローアップ数

• 告示後3年を経過するごとに一斉にフォローアップするため、フォォローアップ対象数が1500件超となる年度が生じてしまう。

✓ フォローアップで使用する資料

- 別紙様式 4 のみによるフォローアップでは認定要件を形式的にしか確認できない。
- 現行の別紙様式 4 には多数の項目が含まれるため、別紙様式 4 のみを確認 する場合であっても、1 件あたり確認に時間がかかる。
- フォローアップの補足資料 (今年度のエビデンス資料に該当)を取り寄せる場合、資料の様式、ファイルフォーマットが多様で、資料分量も増加し、取り扱いが困難となる場合がある。

✓ フォローアップ方法

- フォローアップ実施において、共有されたフォローアップ基準が存在していない (学校がフォローアップの意義を十分理解していない)。
- 職業実践専門課程の認定要件を充足していないことが判明した場合の扱い について、確立されたプロセスがない(充足に向けた改善プロセス、又は、 認定取り消しに向けたプロセス等)。
- フォローアップにおける人員体制がフォローアップ対象数・フォローアップ 内容と比較して不足。
- 実地調査等を一律に実施することは、フォローアップ側の人員不足及び学校側の人員状況を踏まえると実現可能性が低い。

✔ 他の制度との関係

- 職業実践専門課程の認定要件と高等教育の修学支援新制度の機関要件について、一部要件の内実にずれがある(例:「企業等と連携した科目」と「実 務経験のある教員等による授業科目」、学校関係者評価委員会の開催単位)。
- 職業実践専門課程のフォローアップの観点と無償化機関の要件確認の観点 の整理が必要。

4.3.3 フォローアップの目的

フォローアップの目的は以下と考えられる。なお、フォローアップの効果として、職業実践専門課程の中でより優れた取組を行っている認定学科を見出し、その他の認定学科の質の向上の参考とすることも期待できる。

- 新規認定時に確認した要件が充足されているかどうかを確認するため(形式的確認)
- 職業実践専門課程の各取組が各学科のマネジメントに組み込まれ、機能している かを確認するため(実質的確認)
- 企業等と連携した職業教育の水準が維持・向上できているかどうかを確認するため(アウトカムの確認)

4.3.4 フォローアップ見直しの方向性(提言)

(1) フォローアップ対象の再検討

まず、ここ数年の高等教育をめぐる環境変化が大きく、フォローアップが一巡していないことから、当面はフォローアップ対象学科全数を対象とした書面調査を引き続き行うことが職業実践専門課程の質保証のために重要である。ただし、審査を実質的に行うためには、フォローアップ対象数の絞り込みは必要であると考えられる。

例えば、職業実践専門課程の取組のサイクルが一巡するためには一定程度の時間がかかることから、認定後3年というフォローアップ条件をより延期してはどうか。

また、フォローアップの結果によって、十分に職業実践専門課程の認定要件を実質化できている学校とそうではない学校について、フォローアップ猶予期間を変更する(3~6 年程度の間で設定)などの方策も検討してはどうか。

(2) フォローアップ方法

まず、フォローアップで使用する資料について、現行では別紙様式 4 で学科の取組を確認することとなっているが、4.3.3 で述べたフォローアップの目的及び審査負担の観点から、今年度認定要件充足状況等調査で使用した、学科の自己点検結果と取組内容を具体的に記載する資料(別添 7)及びその記述の根拠となる資料(エビデンス資料)の提出としてはどうか。

次に、フォローアップでの確認事項について、今年度の認定要件充足状況等調査では、職業教育の質の保証に関わる取組を、根拠資料の抜粋とともに記述させることの効果が指摘

されたところである。また、自治体調査において、実習等における企業等との連携状況を具体的に確認する項目追加の必要性についても指摘があった。したがって、職業実践専門課程の認定要件のうち、修業年限、授業時数等の形式的に確認が可能な要件は各学校の自己点検にゆだねることとし、職業実践専門課程の質の向上につながる要件及び要件の実質化に資する取組については、記述式とするなど集中的に確認してはどうか。具体的には、職業実践専門課程の目的が「職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成すること」「企業等と連携した職業教育の水準の維持向上を図ること」であるため、職業教育の水準に直接的に関係する認定要件(企業等と連携した実習等、教員研修)及び関連の取組を重点的にフォローアップで確認し、それ以外の項目は学校の自己点検にゆだねるなど、確認事項と方法を区別することで、調査の効率性と効果を確保する方法を検討すべきである。さらに、フォローアップ各回における確認事項を経年で変更していくことで、職業実践専門課程を高度化していくことも可能となるため、フォローアップでの点検項目や確認項目を数年に一度再検討することも有効である。

なお、エビデンス資料については、資料のデータ容量の大きさや種類の多さが提出者及び 都道府県の負担となることから、各回のフォローアップでの重点確認項目に関連する資料 に限定することが必要である。

また、学校が自学科の職業教育の水準を具体的に点検するための指標や職業実践専門課程としての取組状況を確認するための項目の検討を行うとともに、文部科学省から各学科へ向けた普及啓発を行い、フォローアップへの理解を向上していくことが重要である。

(3) フォローアップ後のプロセス

フォローアップ後のプロセスとして、職業実践専門課程の要件を充足することができていない学科及び充足が形式的なものにとどまっている学科については、学校の自発的な改善を促すプロセスを設けるべきである。

例えば、フォローアップでの具体的な指摘事項を各学科へフィードバックするなどの取組が有効である。初回のフォローアップにおいて、認定要件充足の状況が十分に確認できなかった学科については、フォローアップにおける懸念事項をフィードバックし、次回フォローアップ時には改善状況も併せて確認する調査項目とするなどの工夫を行うことで、各学科が改善事項を自覚することが期待される。

また、フォローアップ時点で職業実践専門課程としての優れた取組を行っている学科については、肯定的な評価やメリットを付与することも検討すべきである。こうしたインセンティブ付与の施策は、認定学科全体の質の向上につながる効果が期待される。

なお、これらの一連のプロセスについては、その意図や効果を学科及び都道府県へ浸透させていくことも重要である。

- 5. 参考資料
- 5.1 職業実践専門課程事例・ポイント集

職業実践専門課程 事例・ポイント集

一職業実践的な教育の さらなる充実に向けて—

はじめに

本書の目的

本書は、「職業実践専門課程」の本来の趣旨を踏まえ、職業実践的な教育をより充実させる ためのポイントや、職業実践専門課程の認定を受けた学科(以下、「認定学科」という。)に おける優れた取組・工夫を広く共有し、同様の取組・工夫を実践する上で参考にしていただく ことを目的に作成しています。

認定学科の皆様におかれましては、自学科における取組の改善や質の向上を目指す際に、本書でご紹介した先進事例絵をご覧いただき、各専門学校や学科の実情に合わせた取組や工夫を実践いただければ幸いです。

主な読み手

本書は、認定学科の教職員の方、及び、認定学科を有する専門学校の運営責任者等の方々を 主たる読み手と想定して作成しています。 特に、以下のようなことをご検討中の皆様におか れましては、本資料内のポイントや事例等をご参照ください。

- 認定を受けたばかりで、他の認定学科の好事例を参考にしたい。
- 認定を受けて数年経っているが、教育活動の改善等の効果を感じられていない。
- 職業実践専門課程の要件(以下、「認定要件」という。)を充足するための学校の取組を 高度化し、学校運営や教育活動を改善させていきたい。

また、認定学科を有していない専門学校や、認定を受けていない学科の教職員の皆様におかれましても、本資料でご紹介した「職業実践専門課程」の趣旨や認定による効果等をご覧いただき、認定取得についてご検討をいただければ幸いです。

認定要件の詳細や、認定を受ける上で必要となる手続き等に関しては、文部科学省のホームページをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339274.htm

本書の構成

本書は、全体として以下のように構成されています。

Ⅰ 「職業実践専門課程」の趣旨と取組上のポイント

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
 「職業実践専門課程」の本来の趣旨と、その趣旨に沿った教育活動等を行のポイントを整理しています。 	うため	50	DΪ	文組_	E
■職業実践専門課程の認定による効果	٠	•		5	
・職業実践専門課程の認定を受けたことで、各学科がどのような効果を感じ 科に対するアンケート調査の結果を用いて紹介しています。	ている	50	D1	b`, ±	1044
■ 認定要件のさらなる充実のためのポイントと事例		•		. 7	
 認定要件の中でも特に重要と考えられる4つの要件について、それぞれの わせて実施項目を整理しています。 	取組の	O Ž	充木	nter	OH.
1. 企業等と連携した教育課程の編成	(. .	•		8	
2. 企業等と連携した「実習・演習」	S(*)	٠	1	11	
3. 企業等と連携した「教員研修」	•	•		13	
4. 学校関係者評価	٠	•	2	15	

「職業実践専門課程」の趣旨と取組上のポイント

「職業実践専門課程」は、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科に対して、文部科学大臣が認定を行うものです。このような本来の趣旨に沿って学校運営や教育活動を行うためには、認定学科及び認定学科を有する専門学校において、認定要件に係る取組をより充実させることが求められます。以下では、各認定学科にて取組を充実させるためのポイントを整理しています。

■ 認定学科の特徴に応じた取組の実践

認定要件を形式的に満たすだけでは、学校運営や教育活動の改善は見込めません。それぞれの取組について、**各分野や各学科の特徴に応じた独自の工夫を取り入れ、さらに充実させる**ことで、職業実践専門課程の趣旨に沿った学校運営や教育活動が実現されます。

P5以降では、それぞれの認定要件に係る取組をさらに充実させるためのポイントや、実際に 各認定学科で行われている事例を紹介しています。

■ 企業等との組織的な連携体制の構築

職業実践専門課程の根幹は、企業等※との連携にあります。取組をさらに充実させる上でも、 企業等との連携体制の構築が必要不可欠です。教員の個人的なコネクションによる連携にとど まらず、認定学科や専門学校、あるいは学校法人として、組織的に企業等と連携体制を構築す ることで、職業実践的な教育活動の質の向上を見込むことが可能となります。また、組織的な 連携を維持するには、協定書等の文書を通じた両者の役割分担と責任の明確化が重要となるこ とにも留意が必要です。

※「企業等」とは、「専攻分野に関する企業、団体等」を指します。

認定学科であることを活用した情報提供・広報活動

認定要件に係る様々な取組は、**認定学科における学校運営や教育活動の特色の一つであり、** 職業実践専門課程の認定は社会に向けた教育の質保証となります。また、学校外へ積極的に情報提供を行うことにより、社会への説明責任を果たし、入学希望者及び保護者からの信頼の獲得、関係業界等との連携の促進等の実現につながります。

まずは、「<u>職業実践専門課程の基本情報について(別紙様式4)</u>」に、専門学校及び認定学科の<u>正確な情報や取組をわかりやすく具体的に記載する</u>とともに、<u>毎年度、記載内容を更新する</u>ことが求められます。その上で、別紙様式4に限らず、様々な方法を用いて認定要件に係る様々な取組を対外的にアピールしていきましょう。

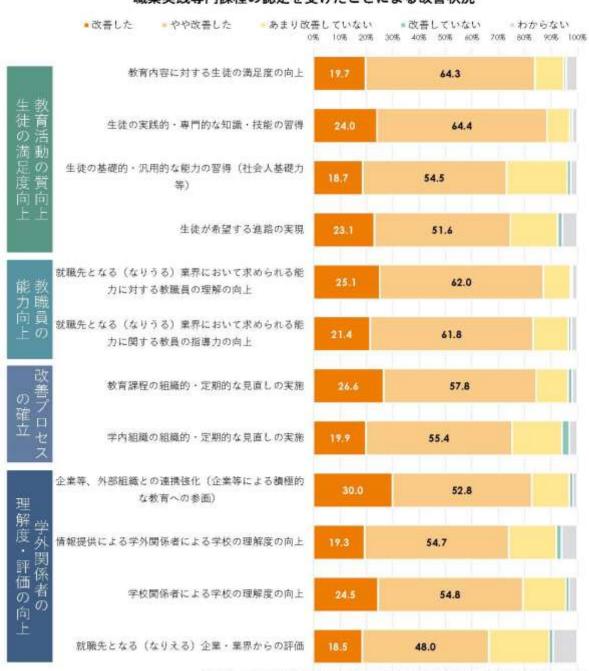
また、**情報を提供する対象によって、情報提供の目的や、提供する情報の内容が異なります**。 高校生、高校教員、保護者、在学生、卒業生、企業など、対象に応じて情報提供の目的や内容 を整理して、効果的な情報提供を行うことが重要です。

職業実践専門課程の認定による効果

職業実践専門課程の認定を受けた学校・学科の多くが、<u>学校運営や教育活動の質向上の効果が出</u>ていると感じています。

認定学科に対するアンケート結果によると、多くの学科が「教育活動の質向上・生徒の満足度向上」「教職員の能力向上」「改善プロセスの確立」「学外関係者の理解度・評価の向上」等について、改善効果があると回答しています。

職業実践専門課程の認定を受けたことによる改善状況



(出典) 平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

各認定要件に係る取組についても、多くの学科がその要件を充足することで、自学科の教育活動 の改善につながっていると感じています。

例えば、教育課程編成委員会を実施することによって、学科の人材像や学習目標の明確化、教育 課程・授業内容・方法の改善等について、多くの学科が改善効果を感じています。

教育課程編成委員会での検討結果に基づく改善状況



(出典) 平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

また、学校関係者評価委員会を実施することによって、教育活動や学校運営にかかわる幅広い事項について、多くの学科が改善効果を感じています。

学校関係者評価委員会での検討結果に基づく改善状況



(出典) 平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

認定要件に係る取組のさらなる充実のためのポイントと事例

P8以降では、認定要件の中でも特に重要と考えられる4つの要件について、それぞれの取組の流れに合わせて実施項目を整理しています。そして、各認定学科において取組をさらに充実させるために参考となるような、実施事項ごとの実施上のポインや各認定学科の事例を多数紹介しています。

1. 企業等と連携した教育課程の編成	• • • P8
2. 企業等と連携した「実習・演習」	· · · P11
3. 企業等と連携した「教員研修」	· · · P13
4. 学校関係者評価	· · · P15

■ 各ページの構成

P8以降の各ページは、実施項目ごとに以下のように構成されています。



「実施上のポイント」では、各認定学科にて当該取組を行う際に意識することが望ましい視点や 考え方をポイントとして紹介しています。

「各認定学科の事例」では、 様々な専門分野の認定学科において行われている取組の概要や背景、特徴的な工夫、効果等を紹介しています。

なお、P8~10の「1. 企業等と連携した教育課程の編成」については、各実施項目の間に、取組 上特に重要な点を「重要ポイント」として紹介しています。

※職業実践専門課程の認定要件のうち「情報提供」に関しては、

文部科学省「情報公開を活かした専修学校の質保証・向上に向けて」をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/06/21/13
87022_0101.pdf>

1 企業等と連携した教育課程の編成

企業等委員から教育課程編成に有益な具体的意見を得るためには、事前の情報提供や、要点を 絞った効率的な委員会進行・運営、学校の実情を知る機会の提供等を通して、教育課程編成委員会 (以下「編成委員会」とする。)への積極的な参画を得るとともに、意見を述べやすいよう議論を 誘導することがポイントとなる。

編成委員会の設置

- 編成委員会の設置及び運営に必要な規程や文書等を整備し、教職員に周知する
- 原則として、学科単位で編成委員会を設置する

取組や工夫

- 編成委員会の位置づけと役割について学内規程で定めた上、<u>当該規程をサーバーで保存</u>し、 学内の教職員全員が閲覧できるようにすることで、同委員会の存在やその意義について学内周知 を徹底している。(IF系学科)
- 企業等委員の確実な参加、個々の学科の教育課程等に関する議論時間確保のため、学科ごとに 組成委員会を設置し、企業等委員と調整して学科別に開催日等を設定している。(医療系学科)

企業等委員の選任・協力確保

- 得たい意見を明確にし、それらの意見をいただける企業等委員を選任する
- 企業等委員に積極的に参画してもらうための関係性を構築する
- 職務経験や地域性も勘案してバランスの取れた企業等委員の構成とする

取組や工夫

- 関連のある業界団体を通して、適任者の推薦を得ている。学校からは、業界全体を俯瞰できる人材の紹介を業界団体に依頼している。これにより、業界動向や人材ニーズ等、教育課程編成に直結する意見が得られるとともに、優れた委員の継続的な確保につながっている。(FR等科)
- 現場経験が長く業界を俯瞰できる方から現在最前線で活躍されている方まで、幅広い職務経験の 方々に委員に就任いただくことで、多様な視点からのご意見をいただいている。 [デザイン系学科]
- 企業等委員への就任依頼の際には、優秀な人材を早期に発見できること、教育課程に企業側の 意見を反映することができること等、企業側のメリットを伝えている。(FR等4)
- 地元の有力企業からだけでなく、業界の企業が多数存在する都市圏からも企業等委員に来ていただき、業界の中心地ならではの情報を提供していただいている。(商業系学科)
- 外部委員として、高校の元校長や、実務経験のある卒業生等、学校として意見を得たい方にも就任いただいている。これにより、高校側のニーズや卒業後の状況等を踏まえた意見をいただくことができている。(商業系学科)

重要ポイント①

関連業界の現状や人材ニーズの変化を把握している方を委員に選定

- 編成委員会は、関連業界がどのように変化しているか、実際の企業等の現場においてどのような人材が求められているか等について、学外から意見を得られる貴重な機会です。
- 例えば、一つの企業の方に継続的に委員を依頼しつづけるのではなく、定期的に委員の属性 を見直すなど、広く業界の動向を収集できる体制を検討しましょう。
- また、率直な意見を伝えてくれる方に就任いただくことも重要です。現場で実際に専修学校 卒業生と接し、人材ニーズを具体的に持っている方に委員就任を依頼しましょう。

編成委員会実施前の準備

- 企業等委員から意見を得たいテーマを学科・学校内で事前に検討し、編成委員会の議題を設定する
- 企業等委員に対して、教育課程や学生の学習成果等を事前に共有し、理解を深めてもらう

取組や工夫

- 編成委員会の議題は、学科内検討と学校内検討というプロセスを通して設定している。学科内検討では、学科長が教員・非常勤講師らの意見を聴取し、議題案を作成する。学校内検討では、その議題案をもとに、校長・副校長・教育部長らと各学科長が1時間の面談を行い、編成委員会の議題としての適切性を検討している。学科内検討では保守的な議題案が挙がりやすいが、校長らが面談を行うことで、業界動向等を踏まえた教育課程の改善につながるよう促している。(П系学科)
- 学科内での事前の検討を踏まえて、毎年異なる重点テーマを設定し、開催1か月前~2週間前には 企業等委員に重点テーマを伝えている。これにより、毎回の編成委員会で企業等委員から新しい 意見を伺うことができている。(IT系学科)
- 編成委員会の開催1か月前には、企業等委員に議題と関連資料を送付している。教育課程の一覧や学則、便覧を送付し、重点的に見ていただきたい部分について伝えている。(教育系学科)
- 学生の作品展示会等に企業等委員を招待し、普段から学習成果等を見ていただくことで、編成委員会当日も、現場のニーズを踏まえた具体的な改善案等をいただけている。 (デザイン系学科)

重要ポイント2

企業等委員から意見を得たいテーマを事前に設定・告知

- 学外の企業等委員は、専修学校ならではの教育の取組や、学科の教育内容について十分把握していない場合もあります。そのため、テーマや議事が具体的に設定されていなければ、委員も意見を出しづらく、結果として、有益な意見が得られない場合もあります。
- そのような状況を防ぐために、編成委員会実施前に、学内での議論のもと、どのような点に 関して意見をいただきたいかについて、テーマや議題として事前に設定するとともに、企業 等委員の方々に事前に告知しておくことが望ましいです。

委員会時の進行・運営

- 企業等委員から教育課程編成に役立つ意見を得るための委員会進行を心がける
- 企業等委員からの意見の反映状況を報告し、さらなる改善につなげる
- 委員会当日、企業等委員に学校の状況や学生の様子を把握していただく機会を設ける

取組や工夫

- 当日配布の資料には、議題や補足情報、前回編成委員会で得た意見に基づく学校・学科の取組 状況を記載している。企業等委員に取組の進捗や成果を報告して再度意見をいただくことにより、 教育課程編成の調整が可能になる。(IT系学科)
- 企業等委員に意見を伺う際は、学校の意図や目的等をなるべく具体的に説明している。これにより、一般論にとどまらない、学校・学科の状況を踏まえた実践的な意見をいただきやすくなる。 (用条学科)
- 編成委員会の開催時には、学生の作品を用意したり、授業の一環として学生が運営している店舗を訪れたりして、学生の成果物等を企業等委員に見ていただいている。実際に成果物を見ながら議論することで、学生の学習到達度や制作プロセス等について、企業等委員からより具体的な意見をいただくことができている。(デザイン系学科)
- カリキュラム編成にかかわる副校長が編成委員会に参加している。
 その結果、外部関係者の意見が学校幹部に直接伝わるようになり、より迅速にカリキュラムの改善に活かされるようになった。
 (医療系学科)

検討結果の教育課程編成への活用

- 自校のカリキュラム検討プロセスと連動できる日程で編成委員会を実施する
- 編成委員会での意見等を教育課程等に反映するプロセスを明確にする
- 意見を反映しやすい部分から着実に教育活動を改善する
- ■実際に教育課程を改善する際にも企業等委員に協力を得る

取組や工夫

- 従来のスケジュールでは次年度のカリキュラムに編成委員会の意見を反映しづらかったため、現 在は2回目の編成委員会の実施時期を早め(12月)、次年度のカリキュラムの素案ができた段階で 編成委員会を実施している。「ゲーム系学科」
- •編成委員会で得た意見を学科内で検討し、「カリキュラム変更提案書」を作成している。「カリ キュラム変更提案書」は企業等委員の確認ののち、カリキュラム編成委員会に提出し、検討の 上、問題がなければ**学則に反映している**。 [rf系学科]
- カリキュラムの根本的な変更は容易ではないため、編成委員会で得た意見を個々の科目のシラ バスに反映したり、教育課程外の外部講習等を学生に紹介したりする等、可能な部分から着実に 改善している。(医療系学科)
- 企業等委員から、アート作品制作への注力や海外を視野に入れることへの意見をいただき、台湾 の私立大学との姉妹校提携を実現した。台湾とバッケージデザインの合同授業を実施する際には、 企業等委員の協力を仰ぎ、商品を提供していただく企業との連携を実現した。(デザイン系学科)

重要ポイント③

編成委員会を、学内のカリキュラム検討・改訂プロセスに組み入れる

- 企業等委員から有益な意見を得られたとしても、当該意見を学内でさらに検討する機会を設 けなければ、その意見をカリキュラムや科目内容に反映させることはできません。
- 企業等委員の意見を有効に活用するには、カリキュラム・科目内容を固める学内のプロセス に、編成委員会を組み入れる必要があります。例えば、次年度のカリキュラム・科目内容 (シラバス) の検討前に委員会を実施することなどが望ましいです。

事例 1

事前の議題と情報共有で 企業等委員から的確な意見を聴取

これまでは、企業等委員に対して事前に議題を 知らせることができていなかったため、委員会 当日にその場で思いついた意見をいただくこと しかできなかった。しかし、各回の委員会で 重点的に議論したいテーマを予め学校で設定 することで、一般的な議論に落ち着いてしまう ことを防ぐとともに、議題と関連情報を開催 1か月前~2週間前に企業等委員に知らせる ようにしてから、企業等委員から的確かつ具体 的な意見をいただけるようになった。最近では、 カリキュラム変更の半数以上は、編成委員会で の検討をもとにして行われている。 (『系学科)

事例2

学科ごとに編成委員会を設置し より実のある委員会に

従来は全学科(4学科)合同の編成委員会を 設置していたが、日程が合わず多くの企業等 委員が欠席したり、他分野の参加者がいること で企業等委員が発言を遠慮してしまったりと いった課題があった。そこで、年間の開催回数 と所要時間は変えずに、学科単位で編成委員会 を設置するよう変更した。これにより、全企業 等委員が参加可能な日程で委員会を開催できる だけでなく、一人当たりの発言機会も増加した。 さらに、同分野の参加者が集まることにより 議論も深まり、以前よりも実質的な話し合いが 実現している。 [医療系学科]

2 企業等と連携した「実習・演習」

企業等と連携した「実習・演習」(以下「実習」)を充実させるためには、連携企業等(以下 「企業等」)との細やかな情報共有と学生への手厚いフォローが重要である。企業等とは、実習 内容の計画や実施中の状況確認、実施後の改善点聴取の機会を確実に設けてPDCAサイクルを回し、 学生に対しては、実習の振り返りを行い、学びを定着させることがポイントとなる。

企業等の選定・協力確保

- 非常勤講師に適した人材の選定のため、企業等と相談し適任者の推薦を受ける
- 実習内容以外にも、実習実施時の負担や利便性等を考慮して実習先を選定する<学外実習>

収組や工夫

- 指導能力のある非常勤講師の確保のため、企業の幹部等を訪問し適任と思われる職員を推薦いた だく。推薦された職員とは面談を通して適性を判断し、非常勤講師を依頼している。(商業系学科)
- 長期の学外実習において、学生が無理なく実習を受けられるよう、学生の居住地から近い実習先を選定し、割り当てている。(栄養系学科)

実習・演習の設計・実施

- 実置内容や指導方針は、企業等と事前に相談し、詳細な設計や平準化を図るとともに、 実施中も定期的に打ち合わせて調整する
- 非常勤講師との打合せ内容は、他企業からの非常勤講師とも共有し、実習間連携を円滑化させる
- 学生が実習をよりよく活用できるよう、事前準備を充実させる
- 業界のトレンドや学生のニーズを反映した実習を実施し、 学内の講義では得られない学習機会を提供する<学外実習>

取組や工夫

- ・学内実習実施の半年程度前から企業等との打合せを開始し、3か月程度前には具体的な内容やスケジュールを調整する。特に、現在学生に不足している能力を学校が企業に知らせ、それを踏まえて実習内容を設計している。実施中も、各回の実習終了後に連携先企業とその回を振り返り、次回以降の内容や指導へ反映している。((所条学科)
- ・学外実習実施前に、企業等の実習担当者に対する「実習指導者会議」を行う。最低限実施していただきたい研修内容、前年度の実習における課題、当年度の実習受講生の情報等について共有し、複数の実置先における実習内容を平準化している。(医療系学科)
- 企業等から派遣されている非常勤講師らと学科長が日常的にコミュニケーションを取り、学生の様子の共有や実習内容の検討、他実習との連携調整を行っている。議論の内容はSNSのグループを通して他の非常勤講師とも共有し、実習間の連携や実習内容の改善を円滑化している。([「系学科]
- 学外実習の実施前に、学校附属の施設において、合計5日程度の体験実習を実施する。現場で求められるコミュニケーションや技能、実習記録の付け方等を事前に体験しておくことで、本番の実習の教育効果を高めている。(教育子学科)
- 教員主導で卒業生や学生からニーズを聴取し、教員の指導計画等とすり合わせて学外実習の内容を決定している。これにより、カリキュラムに含まれていないが業界のトレンドとして重要な項目を補完することができている。(医療系学科)

実習・演習の充実

- 実習内容に関して学生が報告・反省する機会を設け、実習での学びを定着させる
- 教職員が積極的に実習先へ訪問・連絡し、実施状況を確認する<学外実習>

取組や工夫

 学外実習を終えた学生には、グループごとにプレゼンテーション資料と報告書を作成させ、他の 学生や教員、業界関係者の前で、実習内容や成果を報告させている。この報告会・反省会は、 学生自身が実習内容を振り返り、今後の学習に活かすよい機会となっている。 (栄養系学科) 学外実習中の学生の状況や実習内容を監督するため、実習開始前と実習中に1回ずつ実習先に学科 の教員が訪問し、実習担当者と情報共有を行っている。定期巡回以外にも、問題発生時には教員 が実習先に訪問する等して迷惑がかからないよう注意し、関係性維持に努めている。 (医療系学科)

成績評価にあたっての企業等との連携・情報共有

- 企業等からの報告だけでなく、実習先での学生の様子を学校側が実際に把握する<学外実置>
- 学校がガイドライン等を準備し、企業等による評価基準を統一する

取組や工夫

- 学外実習の成績評価は、連携先企業等による評価と学校による評価を組み合わせる。学校による 評価を行う際も、教員による実習先での訪問指導、実習の様子の観察、実習担当者との話し合い 等を通して、企業等から積極的に情報を得るようにしている。 (教育系学科)
- 学外実習について、成績評価に関する規程も含めたガイドラインを作成しているほか、地域の同 分野の養成校間で連携し評価基準等を設定している。例えば、教育協議会がある学科では他校と 情報共有を行い、実習の評価基準や実施要項、実習先への謝礼額等も決定している。 (医療系学科)

成績評価の結果を踏まえた実置・演習の改善

- 実習担当者や関係者から意見聴取する機会を設ける
- 学生アンケートを実施し、担当教員や講師にフィードバックする

取組や工夫

- 半期に1度、非常勤請師から、学内実習のコマ単位の実施報告や意見等を記入した「講義終了報告 書」を提出してもらう。「講義終了報告書」の内容は教務会議や学科会議で検討し、フィード バックするとともに、実習の改善に活かしている。 (商業系学科)
- 企業等の関係者数十名を集め、1時間程度の「実習懇談会」を開催し、グループワークを通して、 学外実習の運営方法や学生の実習結果に対する意見を交換・発表していただいている。いただ いた意見は、学校の実習担当の教職員が次回の実習や学生指導に反映している。《教育系学科》
- 学外実習後には、実習先と実習に参加した学生に対してアンケートを実施し、学生の学習到達度、 実習における課題、追加で実施すべき事項等を質問している。**アンケートの結果は次年度の** 「実習指導者会議」の際にフィードバックしている。(医療系学科)

事例 1

PDCAを一元管理する組織を設置し 効果的な実習を実現

職業実践専門課程の認定を受けた際、企業等と の連携強化や即戦力育成に向けたカリキュラム 編成のため、「職業実践教育推進課」という部 署を設置した。実習については、就職指導や実 習指導の教員、実習実施学年の担任教員らから なる「学外実習委員会」を上記の課内に常設し ており、連携先の選定や、学生の事前指導・訪 問指導、実習後の報告会・反省会の開催を行っ ている。実習実施学年の担当教員が委員である ため、学生の能力や特性、ニーズ等を把握しや すく、企業からの指摘も指導に直接反映できる。 委員会がPDCAを一元管理することで実習の効 果が高まり、企業から低評価を受ける学生もい なくなった。 (栄養系学科)

事例2

実習先への事前説明会とガイドライン 提示により、実習運営のばらつきを軽減

実習は教育の一環であるが、適切な指導なしに 学生を助手として利用するような実習先も以前 は存在した。このような実習先によるばらつき を軽減するため、実習実施前に連携先企業等の 実習担当者に対して実習指導者会議を行い、最 低限実施していただきたい研修内容を伝えると ともに、学校が実習の<u>ガイドラインを作成</u>して 実習先に参照いただいている。また、評価時に は**学校が作成したルーブリック®の使用**を依頼 しており、評価基準のばらつき軽減も試みてい る。 [医療系学科]

京学習到達度測定のための項目と各項目の水準を示したもの。 成績評価のほか、教育課程や指導計画の立案、履修指導等に も活用できる。

3 企業等と連携した「教員研修」

企業等との連携により教員研修の効果を高めるためには、研修テーマに関して学科や学校内において事前に十分な検討を行うこと、当該テーマの研修を提供できる企業等を選定し、連携すること、企業等との事前の調整により研修内容を具体化させることが重要である。加えて、教員が主体的に参加できる環境を整えることがポイントとなる。

研修計画の策定

- 教員が身につけるべき能力等を明確化し、それに連動する形で教員研修を計画する
- 学科や学校、あるいは学校法人として必要となる研修内容について方針を定めた上で、 年間の研修計画を策定する
- 外部講師による学内研修の場合は、できる限り教員が参加しやすい日程で実施できるよう計画する

取組や工夫

- ・学内で作成した教員育成のマニュアルにおいて、教員として身につけるべき能力(クラスマネジメント力、進路指導力など)を明確にし、それらの能力の養成に資する研修を実施している。また、当該能力の習得状況を人事評価における評価対象とすることで、研修へのインセンティブを高めている。(商業系学科)
- 学校法人全体と学校で、それぞれ教員研修を計画・実施している。特に指導力向上のための研修は、毎年度、学校法人や教育界全体の課題をもとに研修テーマを設定し、学校法人全体の教員に対して実施している。(デザイン系学科)
- 研修テーマを選ぶ際には、「実習・演習に活かすことができる」ということを重視している。
 昨年度も、実習・演習で行っているテーマと同じ内容を研修としても実施し、得た知見は学内の実習・演習で学生にフィードバックできている。(栄養系学科)
- 外部講師の派遣による指導力向上のための学内研修を、夏季休暇期間である9月頃に実施することで、できる限りすべての教員が参加できるようにしている。企業等との日程調整も必要となるため、当該年度が始まる前には連携企業を選定した上で、教員が参加しやすい日程を実施日として設定している。(商業系学科)
- 本来はカリキュラムや科目内容の検討を行う機関である編成委員会において、専門分野に関する 研修内容についての議題とし、研修プログラムを振り返る機会としている。(商業系学科)

企業等の選定・協力確保

- 学校として実施したい研修を提供できる企業等を選定する
- 事前に企業等と打合せ等を行い、学校側が希望する研修内容となるように調整する

収組や工夫

- 指導力向上のための研修は、学校法人や学校としてテーマを定めた上、当該テーマを実施できる 企業等を選定している。企業等には学校から研修内容についてリクエストし、学校として実施 したい研修となるように調整していく。(商業系学科)
- 学科側で、独自に技術研修の内容を企画した上で、その研修に協力いただける企業と連携しながら研修内容の詳細を検討している。研修実施前には、企業との打合せ機会を設け、企業側に協力いただける内容について確認している。小規模企業では学科として求めている研修内容を十分に提供できないため、比較的大規模で、かつ研修のノウハウがある企業に連携を依頼している。(IT系学科)
- 企業等選定後、事前に来校してもらい、研修内容をすり合わせる。
 企業からの提案をベースにしながら学校としての要望を伝え、学校として必要としている内容の研修を実現している。
 (栄養系学科)
- 学校内の実習関連設備を、地域の利用希望者に無償で提供している。それを活用して、地域の 様々な関連分野の団体が研修会を学内で実施しており、当校教員は幅広い内容の研修に参加する 機会を得ている。(医療系学科)

教員研修の実施

- 個々の教員の研修受講状況を管理しつつ、主体的な研修参加を促す仕組みを整える
- 外部研修の開催状況について随時情報収集し、必要に応じて参加できる環境を整える
- 特に指導力向上のための研修については、非常勤講師に対しても研修参加機会を設ける

取組や工夫

- 全教員に、研修受講報告書と次年度の研修受講計画書を提出させるとともに、学内に教員研修担当を設置し、教員の研修受講状況の管理や、個々の教員が作成する研修計画に関してのアドバイス等を行っている。これにより、全教員の研修の実施状況や、教員研修において生じている課題、教員側の受講ニーズを把握することができるとともに、個々の教員が主体的に研修内容について考えることができている。([「系学科])
- * 学校法人本部からの紹介や学内での提案、研修実施企業等からの案内等により、外部研修に関す る情報が時期に関わらず随時入ってくるため、その都度受講要否を判断し、年間の研修スケ ジュールを見直している。 [美容系学科]
- 指導力向上の研修については、常勤教員に対して全員参加を義務付けるとともに、非常勤講師も 任意で参加可能としている。また、常勤教員とは別に、非常助講師のために別日程での実施を 企画する場合もある。(商業系学科)

次年度以降の研修の改善

- 受講した教員からのフィードバック等を踏まえて改善事項を検討し、 来年度以降の研修に反映させる
- 教育課程編成委員会や企業等と連携した実習・演習の結果等を教員研修にも反映させる

取組や工失

- * 外部研修に参加した教員には、研修終了後に研修内容の発表と報告書提出を義務付けている。 それを通して、参加していない教員にも得られた知見等をフィードバックするとともに、当該 研修の来年度以降の実施要否について検討している。 (商業系学科)
- 学生向けに実施している業界の最先端の知識や技術に関する講義・実習について、教職員でも 学ぶべき内容であると判断した場合には、次年度以降は教員の研修として、同じ企業等に依頼し、 内容を一部変更しながら実施している。(栄養系学科)
- 外部研修を受講した教員は、関連資料と簡単な報告書を校長に提出しており、学校側で研修内容を把握できている。全教員が受けるべき研修だと判断された場合は、全体研修として学内で再現するなどして、研修内容の共有を行っている。
 (美容系学科)

事例 1

長期間の事業所派遣を通して得た経験を 学生指導に活用

現場経験が必要な若手教員を中心に、<u>専門分野</u>
における企業の事業所に3週間程度派遣して、 他の職員と同様に現場での業務を経験してもらう。派遣した教員は、現場の業務内容や雰囲気を改めて実感することができ、就職指導や学内 実習の指導の際に、学生に対して現場の実情を 踏まえた指導を行うことができている。 職業 実践専門課程の認定前から実施していたが、 認定時に「専攻分野の実務に関する研修」と みなした上で、さらなる質の向上のため、研修 内容への学校側の意見の反映等に努めている。 (栄養系学科)

■ 事例2

地方部の学校でも 専門分野の最先端の研修機会を確保

学校所在地が地方部であり、特に「専門分野の 実務に関する研修」については、連携できる 企業等が学校周辺では限られるため、企業等連 携による研修実施の機会を積極的に探している。 例えば、首都圏の企業が学校所在地に訪問する 際に合わせて研修を実施いただくよう依頼する ほか、学生の東京訪問の際に、引率する教員に は、東京で開催されている専門分野の技術研修 に自主的に参加してくるように指導している。 地方では受講できないような業界の最先端の研 修に参加することができるとともに、移動等に 係るコストも削減できている。(デザィン系学科)

4 学校関係者評価

学校関係者評価を行う上で、自己評価委員会の設置やアンケート等を実施することにより、前提となる自己評価を充実させることが求められる。加えて、学校関係者評価委員会(以下、「評価委員会」)では、学外の委員を中心とした委員会進行や報告書の作成等を行うことで、学校関係者評価委員会の主体性を確保し、自己評価の客観性・透明性の向上につなげることが重要である。

学校評価については文部科学省「<u>専修学校における学校評価ガイドライン</u>」及び「<u>学校評価を活かした</u> 専修学校の質保証・向上に向けて~専修学校における学校評価実践の手引き~」も併せて参照されたい。

自己点検・評価の実施

- 学内で自己点検評価委員会等を設置することで、組織的に自己点検・評価を実施する
- アンケート等を活用し、定量的かつ客観性が担保された評価を実施する

取組や工夫

- 学内の教職員計4名からなる自己点検委員会を設置し、夏頃に約2か月間で自己点検を実施している。評価項目ごとに学内の現状を調査し、評価基準を満たしているか判断する。その上で、校長の承認を得て、最終的な自己点検結果を確定させている。(デザイン系学科)
- 自己評価として、教職員に対してアンケートを実施している。アンケートは各評価項目に対して 5点満点で回答する形式であり、各評価項目の平均点を自己評価の結果として活用している。 (医療系学科)

評価委員会の設置

- 学内の諸規程において評価委員会の役割や運営方針等を明確に定める
- 評価委員会を複数回実施すること等を通して、十分な議論時間を確保する

取組や工夫

- 評価委員会に関する要領を作成し、評価委員会の運営方法等について定めている。また、学園の 組織規程の中でも、学内組織の所掌事務の一つとして「評価委員会に関すること」を規定している。 (医療系学科)
- 評価委員会を9月と2月の年間2回実施している。1回目では自己評価結果についての議論を行い、 学校関係者評価の結果を確定させている。2回目では、評価項目に限らず、時宜に合わせた議論 テーマを設定し、各評価委員から意見をいただいている。(医療系学科)

評価委員の選任・協力確保

- 多様な視点からの意見を得るため、様々な分野の方に評価委員への就任を依頼する
- 評価委員会以外の場面でも、評価委員と学校の教育活動等との接点を作り、 学校の教育活動等への理解を深めていただく

取組や工夫

- 地域の関係者として、町内会長に評価委員を依頼している。学内実習の際に町内会の方々に協力を仰いでいるほか、ボランティア活動を協力して行う場合もある等、学科の性質上、町内会とは密接な関係性があるために、評価委員を依頼するに至った。[医療系学科]
- 関係の深い高校の進路指導担当教員に、評価委員を依頼している。自校の生徒の進学先として 適切かという観点から、当該分野の将来性等について指摘を受けており、実際に、指摘を 踏まえて奨学金返済プランを学内で作成した。(デザイン系学科)
- 評価委員には、学校が主催する展示会等のイベントに普段から参加していただいている。これにより、学校と評価委員との関係性を構築できている。
 より具体的な改善提案につながっている。(デザイン系学科)

評価委員会の運営

- 評価委員会実施前に、自己点検・評価結果を評価委員に送付し、事前の確認を得る
- 評価委員会の進行や報告書の作成においては、評価委員会の主体性を確保する
- 評価方法や評価基準の明確化等を通して、評価の客観性を高める

取組や工夫

- 評価委員会の1か月半程前に、自己点検評価報告書を、学校の評議員・理事、教育課程編成委員会 委員、評価委員等に送付し、各人から事前に意見を得ている。

 得られた意見は、学校側で集約し、 **その集約した結果を各評価委員に事前送付**している。評価委員会では、集約結果を踏まえて作成 した評価結果報告書の第一案をもとに、さらに具体的な意見を得て、評価委員会後に報告書案の 修正を行っている。 (医療系学科)
- 評価委員会の自主性・主体性の担保のために、委員長を評価委員の中から互選によって選任して いる。また、評価委員会は委員長が司会進行を行い、学校の教職員はオブザーバーとして学校の 各種活動についての説明や委員からの質問に答えるのみである。 (医療系学科)
- * 評価項目ごとに、A.B.Cの3段階で評価しており、段階ごとに評価基準を設定している。具体的に は、「A改善等を実施している(実施済み)」「B改善等を進めている(実施中)」「C改善等を 今後検討する(未実施)」という基準を設けている。 [医療系学科]

学校経営・教育活動等の改善

- 評価結果を教職員に共有し、評価結果が芳しくない評価項目については着実に改善する
- 評価結果は来年度以降の自己点検・評価にも反映させ、評価全体の質を向上させる

取組や工夫

- 学校関係者評価結果は、評価委員会にオブザーバーとして参加している校長や学科長を中心と して、**学内の教職員に周知**している。 [医療系学科]
- 評価項目のうち、評価基準を満たしていない項目を、学内の教員会議等の場を利用して教員に **園知**し、その項目の改善を促している。教員も意識的に評価項目に係る業務の改善に努めること ができている。 (デザイン系学科)
- 学校法人が各専門学校における学校関係者評価結果を集約し、その集約結果を受けて次年度以降 の自己点検の評価項目を変更している。それにより、継続的な評価や改善につながっている。 (デザイン茶学科)

■ 事例 1

2回の評価委員会実施により 精度の高い学校関係者評価を実施

学校法人全体の方針により、評価委員会を2回 開催している。1回目では、自己評価結果を 提示・説明し、評価委員との質疑応答を行う。 2回目は、1回目の評価委員会を踏まえて、 学校関係者評価結果の素案を学校として作成し、 評価委員の方々に確認・修正いただく。2回の 議論を通して、十分な自己評価結果の説明や 質疑応答を踏まえた精度の高い学校関係者評価 **を実施できており**、学校側としても**評価結果を** 意識しながら改善に係る取組を実施できている。 [医療系学科]

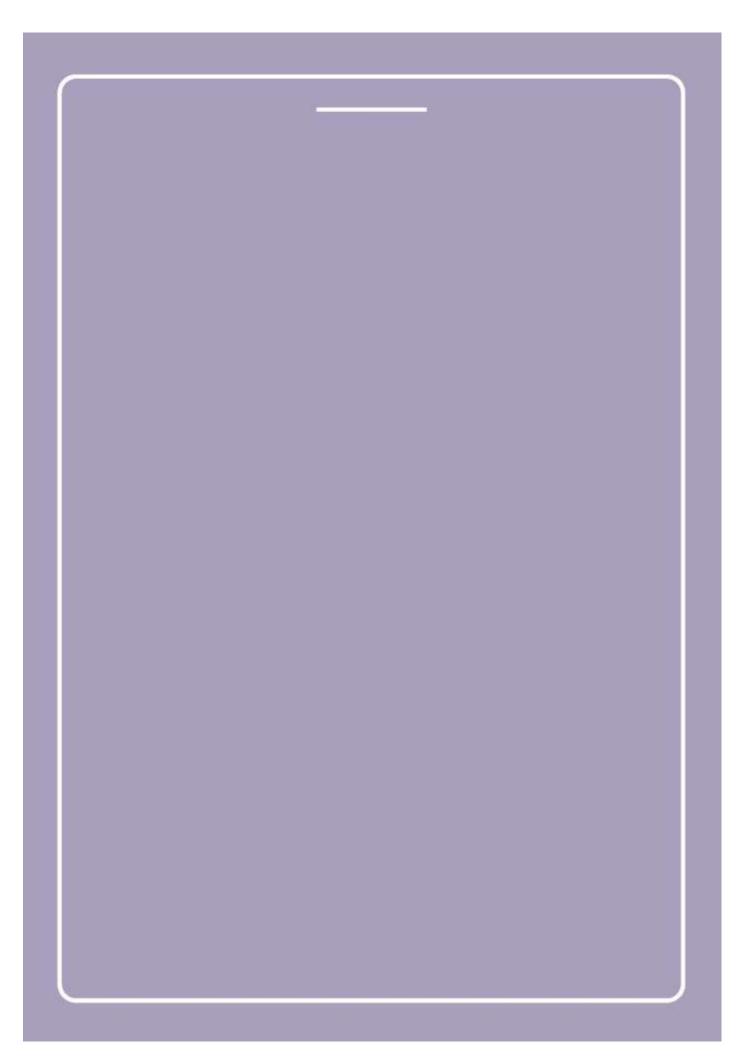
事例2

評価結果報告書のフォーマットを統一し 毎年度の改善状況を明確化

学校関係者評価結果報告書のフォーマットを 作成し、毎年度同じフォーマットを利用して いる。フォーマット中には、評価項目ごとに、 「意見・改善を要する事項」「意見等に対する 取組・改善状況」「評価」の項目を設け、評価 委員の意見や学校の改善に係る取組を踏まえ、 毎年度追記・更新している。評価項目に ついても、前年度を踏襲しつつ、評価委員会で の指摘を踏まえて更新している。前年度からの 改善点がわかりやすく、継続性のある学校関係 者評価の実施につながっている。 (医療系学科)

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2 TEL:03-5253-4111 (代表) http://www.mext.go.jp/

本書は、文部科学省委託事業として、三菱総合研究所が実施した令和元年度 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」の 成果をとりまとめたものです。



職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査 報告書

2020年3月

株式会社 三菱総合研究所 科学・安全事業本部 TEL (03)6858-3586